令和7年

さいたま市議会2月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

| 次

- 議案第 1 号 令和6年度さいたま市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第 2 号 令和6年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 3 号 令和6年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第 4 号 令和6年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第3 号)
- 議案第 5 号 令和6年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別 会計補正予算(第1号)
- 議案第 6 号 令和6年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正 予算(第2号)
- 議案第 7 号 令和6年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計 補正予算(第2号)
- 議案第 8 号 令和6年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 9 号 令和6年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会 計補正予算(第2号)
- 議案第10号 令和6年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予 算(第2号)
- 議案第11号 令和6年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予 算(第2号)
- 議案第12号 令和6年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別 会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 令和6年度さいたま市公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 令和6年度さいたま市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第15号 令和6年度さいたま市病院事業会計補正予算(第2号)
- 議案第16号 令和6年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第17号	令和7年度さいたま市一般会計予算	
議案第18号	令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計予算	
議案第19号	令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計予算	
議案第20号	令和7年度さいたま市介護保険事業特別会計予算	
議案第21号	令和7年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会	
	計予算	
議案第22号	令和7年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別	
	会計予算	
議案第23号	令和7年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計予算	
議案第24号	令和7年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計	
	予算	
議案第25号	令和7年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特	
	別会計予算	
議案第26号	令和7年度さいたま市南与野駅西口土地区画整理事業特別会	
	計予算	
議案第27号	令和7年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算	
議案第28号	令和7年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計予算	
議案第29号	令和7年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別	
	会計予算	
議案第30号	令和7年度さいたま市公債管理特別会計予算	
議案第31号	令和7年度さいたま市水道事業会計予算	
議案第32号	令和7年度さいたま市病院事業会計予算	
議案第33号	令和7年度さいたま市下水道事業会計予算	
(以上の議案に	は、別冊に掲載されております。)	
議案第34号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等	
	に係る経過措置に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第35号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等	
	の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

議案第36号	さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び	
	さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する	
	条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
議案第37号	さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
議案第38号	さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条	
	例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
議案第39号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	
	の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
議案第40号	さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例の制定について・・	4 6
議案第41号	さいたま市文化財保存活用基金条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
議案第42号	さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例の制定につい	
	T	4 9
議案第43号	さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例	
	の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
議案第44号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の	
	一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
議案第45号	さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
議案第46号	さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定に	
	ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
議案第47号	さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例の制定につい	
	7	6 1
議案第48号	さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定に	
	ついて	6 3
議案第49号	さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等	
	の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
議案第50号	さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の	
	適正化等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい	

	T	8 3
議案第51号	さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正	
	する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
議案第52号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	
	の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
議案第53号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制	
	定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
議案第54号	さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関す	
	る条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
議案第55号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に	
	ついて	0 0
議案第56号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	0 1
議案第57号	さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条	
	例の制定について・・・・・・・1	06
議案第58号	さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する	
	条例の制定について・・・・・・1	0 8
議案第59号	さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する	
	条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・1	1 2
議案第60号	さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定につ	
	いて・・・・・・・1	1 3
議案第61号	さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につい	
	τ······1	1 4
議案第62号	さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す	
	る条例の制定について・・・・・・・1	1 6
議案第63号	さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について・・1	1 7
議案第64号	さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の	
	一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・1	1 9
議案第65号	大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約について・・・・・・ 1	1 2 1

議案第66号	議決事項の一部変更について(ひまわり学園大規模改修(建
	築) 工事請負契約) · · · · · · · · · 1 2 2
議案第67号	議決事項の一部変更について(ひまわり学園大規模改修(機
	械設備) 工事請負契約) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
議案第68号	議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区
	小学校建設(建築)工事請負契約)・・・・・・・・・・124
議案第69号	議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区
	小学校建設(電気設備)工事請負契約)・・・・・・・・・125
議案第70号	議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区
	小学校建設(機械設備)工事請負契約)・・・・・・・・・126
議案第71号	財産の取得について・・・・・・・127
	((仮称)さいたま市農業交流公園の特定公園施設)
議案第72号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・131
	(さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ)
議案第73号	包括外部監査契約について・・・・・・・・・・・132
議案第74号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居
	表示の方法について・・・・・・・133
議案第75号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・135
議案第76号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・137
議案第77号	固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・151
議案第78号	固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・152
議案第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・・・・・153
議案第80号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・154
議案第81号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・155
議案第82号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・156
議案第83号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・157
議案第84号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・158
議案第85号	人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・159

議案第34号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に 関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に関する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の罰則等に係る経過措置に 関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行 に伴う関係条例の罰則等の適用に係る経過措置を定めるものとする。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下この条において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この条において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例に よることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の 規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期 拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は 刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じく する旧拘留に処せられた者とみなす。

附則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第35号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する 条例

(さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成13年さいたま市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後改正前(失職の特例)(失職の特例)第5条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>に処せられその刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めたときは、その職を失わないものとすることができる。無の持例)2 [略]改正前(失職の特例)第5条 任命権者は、<u>禁錮以上の刑</u>に処せられその刑に処せられその刑を強力を強力といる。一門の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めたときは、その職を失わないものとすることができる。2 [略]

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前 第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前 条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日 に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、 その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し ない。

- $(1) \cdot (2)$ 「略〕
- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日 に対応する支給日の前日までの間に離職した者 (前2号に掲げる者を除く。) で、その離職し た日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以 上の刑に処せられたもの
- (4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪につ いて拘禁刑以上の刑が定められているものに限 り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定しないことにより期 末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者 (当該処分を取り消された者を除く。) で、そ の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられたもの

改正前

- 条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日 に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、 その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し ない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日 に対応する支給日の前日までの間に離職した者 (前2号に掲げる者を除く。) で、その離職し た日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上 の刑に処せられたもの
 - (4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、 その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関 して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪につ いて禁錮以上の刑が定められているものに限り、 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6 編に規定する略式手続によるものを除く。)を され、その判決が確定しないことにより期末手 当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当 該処分を取り消された者を除く。) で、その者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮 以上の刑に処せられたもの

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、 前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準 日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、 その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し ない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 基準目前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの
- 第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) [略]
- 2 「略]
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分 の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁</u> 刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) [略]

 $4 \sim 6$ 「略]

- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、 前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準 日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、 その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給し ない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの
- 第29条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 「略]
- 2 [略]
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分 の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) [略]

 $4 \sim 6$ [略]

(さいたま市職員退職手当条例の一部改正)

第4条 さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(退職手当の支払の差止め)

- 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) [略]

$2 \sim 4$ 「略]

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当該支払 差止処分を取り消さなければならない。ただし、 第3号に該当する場合において、当該支払差止処 分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその 他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明 らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) [略]

改正前

(退職手当の支払の差止め)

- 第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) [略]

$2 \sim 4$ 「略]

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当該支払 差止処分を取り消さなければならない。ただし、 第3号に該当する場合において、当該支払差止処 分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその 他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明 らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 「略]
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) [略]

 $6 \sim 10$ 「略]

(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般 の退職手当等の額が支払われた後において、次の 各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、 第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職 をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退 職手当等の類(当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の支給を受けていなければ第16条第3 項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支 給を受けることができた者(次条及び第23条に おいて「失業手当受給可能者」という。)であっ た場合には、これらの規定により算出される金額 (次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を 命じる処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ たとき。

(2) • (3) [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額 の納付)

第23条 [略]

2·3 [略]

6~10 「略]

(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職 手当の支給制限)

- 第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われていない場合に おいて、次の各号のいずれかに該当するときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を した者(第1号又は第2号に該当する場合におい て、当該退職をした者が死亡したときは、当該一 般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継し た者)に対し、第18条第1項に規定する事情及 び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退 職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退 職手当等の全部又は一部を支給しないこととする 処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に 起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退 職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 「略]

 $2\sim6$ 「略]

(退職をした者の退職手当の返納)

- 第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般 の退職手当等の額が支払われた後において、次の 各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係 る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し 第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職 をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の支給を受けていなければ第16条第3 項、第6項又は第8項の規定による退職手当の 給を受けることができた者(次条及び第23条に おいて「失業手当受給可能者」という。)であっ た場合には、これらの規定により算出される金額 (次条及び第23条において「失業者退職手当額 」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を 命じる処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた とき。

(2) • (3) [略]

 $2 \sim 6$ 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額 の納付)

第23条 [略]

2 · 3 「略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以 内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条 第1項の規定による処分を受けることなく死亡し たときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、 当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に 限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当 該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上 の刑に処せられたことを理由として、当該一般の 退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受 給可能者であった場合には、失業者退職手当額を 除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命 じる処分を行うことができる。

5~8 [略]

退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以 内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第 1項の規定による処分を受けることなく死亡した ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当 該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限 り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該 退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑 に処せられたことを理由として、当該一般の退職 手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可 能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。) の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処 分を行うことができる。

5~8 [略]

(さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部改正)

第5条 さいたま市食肉中央卸売市場業務規程(平成13年さいたま市条例第237 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(許可の基準)

- の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可 をしてはならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のい ずれかに該当する者があるとき。

「略]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑 の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける ことがなくなった日から起算して3年を経過 しないもの

ウ「略〕

 $(4)\sim(6)$ [略]

(せり人の登録)

改正前 (許可の基準)

- 第6条の4 市長は、第6条の2の許可の申請が次 | 第6条の4 市長は、第6条の2の許可の申請が次 の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可 をしてはならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 申請者の業務を執行する役員のうちに次のい ずれかに該当する者があるとき。

「略]

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の 執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ とがなくなった日から起算して3年を経過し ないもの

ウ「略〕

 $(4)\sim(6)$ [略]

(せり人の登録)

第15条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

- いて、その申請に係るせり人が次の各号のいずれ かに該当するとき又は登録申請書若しくはその添 付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実 の記載が欠けているときは、その登録をしてはな らない。
 - (1) 「略]
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の 執行を終わり、又はその刑の執行を受けること がなくなった日から起算して3年を経過しない ものであるとき。

(3)~(5) 「略]

6·7 「略]

(許可の基準)

- 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業 第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業 務(以下「第1種関連事業」という。)を営むこ とについて同項の許可の申請をした者が次の各号 のいずれかに該当するときは、許可しないものと する。
 - (1) 「略]
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の 執行を終わり、又はその刑の執行を受けること がなくなった目から起算して3年を経過しない ものであるとき。
 - (3) (4) [略]
- 2 「略]

第15条 「略]

 $2 \sim 4$ 「略]

- 5 市長は、第1項の登録の申請があった場合にお 5 市長は、第1項の登録の申請があった場合にお いて、その申請に係るせり人が次の各号のいずれ かに該当するとき又は登録申請書若しくはその添 付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実 の記載が欠けているときは、その登録をしてはな らない。
 - (1) 「略]
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執 行を終わり、又はその刑の執行を受けることが なくなった日から起算して3年を経過しないも のであるとき。

 $(3)\sim(5)$ 「略]

6 • 7 「略]

(許可の基準)

- 務(以下「第1種関連事業」という。)を営むこ とについて同項の許可の申請をした者が次の各号 のいずれかに該当するときは、許可しないものと する。
 - (1) 「略]
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執 行を終わり、又はその刑の執行を受けることが なくなった日から起算して3年を経過しないも のであるとき。
 - (3) (4) [略]
- 「略〕

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正に伴う経過 措置)

2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。以下同じ。)が定められ ている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後のさいたま市特別職 の職員で常勤のものの給与に関する条例第7条(第4号に係る部分に限る。)の規 定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。(さいたま市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後のさいたま市職員退職手当条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第23条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第36号

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の育児 休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成13年さいたま市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外 勤務の制限)

第9条 「略]

2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u> <u>子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当 該子を養育するために請求した場合には、当該請 求をした職員の業務を処理するための措置を<u>講じ</u> <u>る</u>ことが著しく困難であるときを除き、前条第2 項に規定する勤務(災害その他避けることのでき ない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項におい て同じ。)をさせてはならない。

3 [略]

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治2

改正前

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外 勤務の制限)

第9条 [略]

2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、 規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を<u>講ずる</u>ことが著しく困難であるときを除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 「略]

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治2

9年法律第89号)第817条の2第1項の規定 により職員が当該職員との間における同項に規定 する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請 求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所 に係属している場合に限る。) であって、当該職 員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年 法律第164号) 第27条第1項第3号の規定に より同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里 親である職員に委託されている児童その他これら に準じる者として規則で定める者を含む。以下こ の条において同じ。) のある職員(職員の配偶者 で当該子の親であるものが、深夜(午後10時か ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項に おいて同じ。) において常態として当該子を養育 することができるものとして規則で定める者に該 当する場合における当該職員を除く。)が、規則 で定めるところにより、当該子を養育する」とあ り、及び前2項中「小学校就学の始期に達するま での子のある職員が、規則で定めるところにより、 当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のあ る職員が、規則で定めるところにより、当該要介 護者を介護する」と、第1項中「深夜における」 とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5 時までの間をいう。) における」と、第2項中「 当該請求をした職員の業務を処理するための措置 を講じることが著しく困難である」とあるのは「 公務の運営に支障がある」と読み替えるものとす る。

9年法律第89号)第817条の2第1項の規定 により職員が当該職員との間における同項に規定 する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請 求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所 に係属している場合に限る。) であって、当該職 員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年 法律第164号) 第27条第1項第3号の規定に より同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里 親である職員に委託されている児童その他これら に準じる者として規則で定める者を含む。以下こ の条において同じ。) のある職員(職員の配偶者 で当該子の親であるものが、深夜(午後10時か ら翌日の午前5時までの間をいう。以下この項に おいて同じ。) において常態として当該子を養育 することができるものとして規則で定める者に該 当する場合における当該職員を除く。)が、規則 で定めるところにより、当該子を養育する」とあ り、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、 規則で定めるところにより、当該子を養育する」 とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達する までの子のある職員が、規則で定めるところによ り、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者 のある職員が、規則で定めるところにより、当該 要介護者を介護する」と、第1項中「深夜におけ る」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午 前5時までの間をいう。)における」と、第2項 中「当該請求をした職員の業務を処理するための 措置を講ずることが著しく困難である」とあるの は「公務の運営に支障がある」と読み替えるもの とする。

(さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員の育児休業等に関する条例(平成13年さいたま市条例第3 0号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第19条 [略]	第19条 [略]

2 「略]

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、 1日につき、当該非常勤職員について1日につき 定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が規則で 定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律(平成3年法律第76号)第61条 の2第20項の規定による介護をするための時間 の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該 範囲内で、かつ、2時間から当該特別休暇又は当 該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うも のとする。

2 「略]

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、 1日につき、当該非常勤職員について1日につき 定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が規則で 定める育児を事由とする特別休暇又は育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福発 に関する法律(平成3年法律第76号)<u>第61条</u> 第32項において読み替えて準用する同条第29 項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該範囲内で、 かつ、2時間から当該特別休暇又は当該介護をす るための時間の承認を受けて勤務しない時間を減 じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第37号

さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市職員退職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号)の一部を次の ように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(失業者の退職手当)

第16条 [略]

 $2 \sim 1.0$ 「略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定 めるもののほか、第1項又は第3項の規定による 退職手当の支給を受けることができる者で次の各 号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当 該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保 険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病 手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費 の支給の条件に従い支給する。

(1)~(3) 「略]

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56 条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相 当する金額

(5) • (6) 「略]

12・13 「略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があ ったときは、第1項、第3項又は第11項の規定 の適用については、雇用保険法第56条の3第1 項第1号に該当する者に係る就業促進手当につい て同条第4項の規定により基本手当を支給したも のとみなされる日数に相当する日数分の第1項又

(失業者の退職手当)

第16条 [略]

 $2 \sim 10$ 「略〕

めるもののほか、第1項又は第3項の規定による 退職手当の支給を受けることができる者で次の各 号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当 該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保 険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病 手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費 の支給の条件に従い支給する。

(1)~(3) 「略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第 3項に規定する就業促進手当の額に相当する金 額

(5) • (6) 「略]

12・13 「略]

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があ ったときは、第1項、第3項又は第11項の規定 の適用については、次の各号に掲げる退職手当ご とに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3 項の規定による退職手当の支給があったものとみ なす。

は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

15~17 [略]

附則

1 ~ 6 「略〕

7 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった 者(継続適用職員を除く。)で、昭和60年3月 31日に日本たばこ産業株式会社法(昭和59年 法律第69号) 附則第12条第1項の規定による 解散前の日本専売公社の職員として在職していた 者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員 となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社 の職員として在職した後職員となった場合又は同 日に日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59年法律第85号) 附則第4条第1項の規定に よる解散前の日本電信電話公社の職員として在職 していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社 (同法第1条の2第1項に規定する日本電信電話 株式会社をいう。以下この項において同じ。)の 職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会 社の職員として在職した後職員となった場合にお けるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期 間の計算については、その者の同日までのたばこ 事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本 電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年 法律第87号)第5条の規定による改正前の国家 公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号) 第2条第2項に規定する職員としての引き続い た在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本た ばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職 員としての在職期間を職員としての引き続いた在 職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産 業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職した ことにより退職手当(これに相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。

8~12 「略]

13 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として

- (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当 する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当 する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定によ り基本手当を支給したものとみなされる日数に相 当する日数
- 15~17 [略]

附則

$1 \sim 6$ 「略]

7 新市設置の日以後にさいたま市の職員となった 者(継続適用職員を除く。)で、昭和60年3月 31日に日本たばこ産業株式会社法(昭和59年 法律第69号)附則第12条第1項の規定による 解散前の日本専売公社の職員として在職していた ものが、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職 員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会 社の職員として在職した後職員となった場合又は 同日に日本電信電話株式会社等に関する法律(昭 和59年法律第85号) 附則第4条第1項の規定 による解散前の日本電信電話公社の職員として在 職していたものが、引き続いて日本電信電話株式 会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話 株式会社の職員として在職した後職員となった場 合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる 勤続期間の計算については、その者の同日までの たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及 び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和 59年法律第87号)第5条の規定による改正前 の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定す る職員としての引き続いた在職期間及び昭和60 年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日 本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職 員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、 その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電 話株式会社を退職したことにより退職手当(これ に相当する給付を含む。) の支給を受けていると きは、この限りでない。

8~12 「略]

13 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表第1</u>の上欄に 掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員と 在職する者が、同法附則第4条の規定により引き 続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定 する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員と なり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員とし て在職した後引き続いて職員となった場合におけ るその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間 の計算については、その者の国立大学法人等の 員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間を き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国 立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けている ときは、この限りでない。

14 旧機関の職員が、第11条第5項に規定する 事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き 続いて職員として在職した後引き続いて国立大学 法人等の職員となった場合において、その者の職 員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退 職手当の支給の基準(国立大学法人法<u>第35条の</u> 2において準用する独立行政法人通則法(平成1 1年法律第103号)第50条の10第2項に規 定する基準をいう。)により、当該国立大学法人 等の職員としての勤続期間に通算されることに定 められているときは、市長が別に定める場合を除 き、この条例の規定による退職手当は、支給しな い。

15 [略]

16 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み 替えるものとする。

「略]

17~25 「略]

して在職する者が、同法附則第4条の規定により 引き続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に 規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職 員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員 として在職した後引き続いて職員となった場合に おけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続 期間の計算については、その者の国立大学法人等 の職員としての引き続いた在職期間を職員として の引き続いた在職期間を職員として の引き続いた在職期間を職員として の引き続いた在職期間を の引き続いた在職期間を の引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者 が国立大学法人等を退職したことにより退職手当 (これに相当する給付を含む。)の支給を受けて いるときは、この限りでない。

14 旧機関の職員が、第11条第5項に規定する 事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き 続いて職員として在職した後引き続いて国立大学 法人等の職員となった場合において、その者の職 員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退 職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条に おいて準用する独立行政法人通則法(平成11年 法律第103号)第50条の10第2項に規定す る基準をいう。)により、当該国立大学法人等の 職員としての勤続期間に通算されることに定めら れているときは、市長が別に定める場合を除き、 この条例の規定による退職手当は、支給しない。

15 [略]

16 <u>今和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み 替えるものとする。

「略]

 $1.7 \sim 2.5$ 「略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第7項、第13項及 び第14項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市職員退職手当条例第16条第11項(第4号 に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職 職員(退職したさいたま市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員(同条第 2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第38号

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市計画関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市都市計画関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第72号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正		改正前
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)
事務の種類	手数料の額	事務の種類 手数料の額
1~9 [略]		1~9 [略]
10 宅地造成 19 定盛土等 1	1件につき 16, 000円 1件につき 28, 000円	
ルを超え1,00 0平方メートル以 内のもの (3) 盛土又は切土を	1件につき 40,	

する土地の面積が	000円
1,000平方メ	0 0 0 1 1
ートルを超え2,	
000平方メート	
ル以内のもの	
(4) 盛土又は切土を	1件につき 58,
する土地の面積が	000円
2,000平方メ	
, , , , , ,	
ートルを超え3,	
000平方メート	
ル以内のもの	
(5) 盛土又は切土を	1件につき 73,
する土地の面積が	000円
3,000平方メ	
ートルを超え5,	
000平方メート	
ル以内のもの	
(6) 盛土又は切土を	1件につき 98,
する土地の面積が	000円
5,000平方メ	
ートルを超え1へ	
クタール以内のも	
	1/4/7 - 7 1 5 1
(7) 盛土又は切土を	1件につき 151
する土地の面積が	,000円
1 ヘクタールを超	
え2ヘクタール以	
内のもの	
(8) 盛土又は切土を	1件につき 233
する土地の面積が	, 000円
2~クタールを超	, 00011
え4ヘクタール以	
内のもの	
(9) 盛土又は切土を	1件につき 368
する土地の面積が	,000円
4~クタールを超	
え7ヘクタール以	
内のもの	
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	1/4/7 0 % 5 0 0
(10) 盛土又は切土を	1件につき 526
する土地の面積が	,000円
7ヘクタールを超	
え10ヘクタール	
以内のもの	
(11) 盛土又は切土を	1件につき 684
する土地の面積が	1,000円
	, 0000
10ヘクタールを	
超えるもの	
11 盛土規制法第1	変更許可申請1件
6条第1項の規定に	につき、次に掲げる
よる宅地造成又は特	額を合算した額。た

定盛土等に関する工	だし、その額が68
事の計画の変更許可	4,000円を超え
の申請に対する審査	るときは、その手数
ッ 年間に対する番重	料の額は、684,
/a \	000円とする。
(1) 宅地造成又は特	盛土又は切土をす
定盛土等に関する	る土地の面積(次号
工事の設計の変更	に規定する変更を伴
(次号のみに該当	う場合にあっては変
する場合を除く。	更前の盛土又は切土
)	をする土地の面積、
,	盛土又は切土をする
	土地の面積の縮小を
	伴う場合にあっては
	縮小後の盛土又は切
	土をする土地の面積
)に応じ前項に規定
	する額に10分の1
	を乗じて得た額
(2) 新たな土地の盛	新たに編入される
土又は切土をする	盛土又は切土をする
土地への編入に係	土地の面積に応じ前
る宅地造成又は特	項に規定する額
定盛土等に関する	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
工事の設計の変更	
(3) その他の変更	11,000円
	11,000
2条第1項の規定に	
よる土石の堆積に関	
する工事の許可の申	
請に対する審査	
() () () () () ()	
(1) 土石の堆積を行	1件につき 12,
(1) 土石の堆積を行 う土地の面積が 5	1件につき 12, 000円
う土地の面積が5	
う土地の面積が 5 0 0 平方メートル 以内のもの	000円
う土地の面積が5 00平方メートル 以内のもの (2) 土石の堆積を行	000円 1件につき 15,
う土地の面積が500平方メートル以内のもの(2) 土石の堆積を行う土地の面積が5	000円
う土地の面積が500平方メートル以内のもの(2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル	000円 1件につき 15,
う土地の面積が500平方メートル以内のもの(2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000	000円 1件につき 15,
う土地の面積が500平方メートル以内のもの(2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	000円 1件につき 15,
う土地の面積が5 00平方メートル 以内のもの (2) 土石の堆積を行 う土地の面積が5 00平方メートル を超え1,000 平方メートル以内 のもの	000円 1件につき 15, 000円
 う土地の面積が5 00平方メートル以内のもの (2) 土石の堆積を行う土地の面積が5 00平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの (3) 土石の堆積を行 	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
う土地の面積が500平方メートル以内のもの(2) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの(3) 土石の堆積が1	000円 1件につき 15, 000円
 う土地の面積が5 00平方メートル以内のもの (2) 土石の堆積を行う土地の面積が5 00平方メートルを超え1,000平方メートのもの (3) 土石の堆積を行う土地の面積が1 000平方メー 	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
う土地の面積が5 00平方メートル 以内のもの (2) 土石の堆積を行 う土地の面積が5 00平方メートル を超え1,000 平方メートルの の (3) 土石の堆積を行 う土地の面の堆積が1 ,000平方メートルを超え2,0	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
 う土地の面積が5 00平方メートル以内のもの (2) 土石の堆積を行う土地の面積が5 00平方メートルを超え1,000平方メートのもの (3) 土石の堆積を行う土地の面積が1 000平方メー 	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
う土地の面積が5 00平方メートル 以内のもの (2) 土石の堆積を行 う土地の面積が5 00平方メートル を超え1,000 平方メートルの の (3) 土石の堆積を行 う土地の面の堆積が1 ,000平方メートルを超え2,0	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
う土地の面積が5 00平方の 以内のの(2) 土土地の面積を行うの 5 土地の面がまたりの 5 土地の面がよりのの を超え1, トルを超メートの ののののののののののののののですがまたがある。 5 土地のであるが、 5 1 、トルはですが、 6 1 、トルをですが、 7 00のである。 8 ・ルをできる。 9 00平方メートル	000円 1件につき 15, 000円 1件につき 18,
う土地の面積が5 00平方の 以内のの (2) 土地のの のが が5 00平方のの が5 00平方の を超が がかの のの がかかの がかりの がから がかりの がから がから がから がから がから がから がから がから がから がから	1件につき 15,000円 1件につき 18,000円 1件につき 22,
う土地の面積が5 00平方の 以内のの(2) 土地である 3 土地である 500平方の 500平方の 500平方の 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500円 500	000円 1件につき 15,000円 1件につき 18,000円

トルを超え3,0 00平方メートル 以内の石の堆積を行う土地の面が積を行う土地の面がする。 (5) 土石の電積を行うカルを超え5,0 000平方メートルと超え5,0 000平方メートルと超えメートルを超えメートルを超えカ内のもで行うカールのもで行う土地のの地積積が1 へクタタールルののものの(7) 土土地の一ルルルののものの(8) 土土地の一ルルルののも土地の一ルルルののも土地の一ルルルののものの(9) 土土地の一ルルルののものの(9) 土土地の一ルルルののものの(10) 土土地の一ルルルののものが生積を行うカータールルルののものの(10) 土土地のの地では積が1 0へのものが生積を行うカールルル内のものがあるの地積積が1 0へクタタールルルののものの(10) 土土地のの地では積が1 0へのものが生積が1 0へのものが生積が1 0へのものが生積が1 0へのものが生積が1 0へのものが生積が1 0へのものが生積が1 0へのものがませばたでついた。カールールルルののものがものがませばである。 1 1 3 6 方ははの一のののでは、1 4 件につつきでいるとのではは、1 3 6 ののの円のできるとき額に関するとき額に関するときるとでは、1 3 6 のの円のできるのではは、1 3 6 のの円のできるのではは、1 3 6 のの円のできるでは、1 3 6 のの円のできるではは、1 3 6 のの円のできるではは、1 3 6 のの円のできるではは、1 3 6 のの円のできるでは、1 3 6 のの円のできるではは、1 3 6 のの円のできるでは、1 4 世についた。1 4 世についた。1 4 生についた。1 4 生にいいた。1 4 生にいいた。1 4 生にいいた。1 4 生にいいた。1 4 生にいいた。1 4 生にいいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたい		
以内のもの (5) 土田の地積を行う土地の面がよートルを記えら、000円 (6) 土田地の面でするの地積を行う土地の可がもの (6) 土田地の面で行う土地の面でで行う土地ののででであると、2000円 (7) 土土地のの地でででである。、土田のの地ででである。、土田のの地でである。、土田のの地でである。、土田のののの (8) 土田地のの地ででである。、土田のの地でである。、土田のの地でである。、土田のの地でである。、土田のの地でである。、土田のの地でである。、土田ののののののののののののののののののののではのいまればいる。、土田のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	トルを超える,0	
(5) 土石の堆積を行う土地の面積が3 、000甲 (6) 土土地のでする力を超えメートルル以内のもでする土地ののででである。、一工ののででである。、一工ののででである。、一工ののででである。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、一工のののででである。、1 (1) 土石の地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田ののでのです。 1 (4) とでは、 1 (4) とののでである。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のは、 1 (4) とでは、 2 (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	00平方メートル	
(5) 土石の堆積を行う土地の面積が3 、000甲 (6) 土土地のでする力を超えメートルル以内のもでする土地ののででである。、一工ののででである。、一工ののででである。、一工ののででである。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、一工のののででである。、1 (1) 土石の地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田ののでのです。 1 (4) とでは、 1 (4) とののでである。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のの地域である。、土田のは、 1 (4) とでは、 2 (4) (5) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	以内のもの	
 う土地の面積が3	(5) 十石の堆積を行	1 件につき 32.
(6) 生元のの地積を行うというのではできる。 1件につつき 35, 000円 1件につつき 35, 000円 1件につつき 35, 000円 1件につつき 35, 000円 1件につつき 42, 000円 1件につつ 1件につつ 1件につつ 1件につつ 1から 57, 000円 1件につつ 1件につつ 1から 57, 000円 1件につつ 1から 57, 000円 1件につつ 1から 57, 000円 1から 1から 113		
トルを超え5,0 00甲方メートル以内のの(6) 土土地の面種種を行う土地の面であるで、1件につつとの(7) 土土地の一ルのもでで、1件につりのもでで、1件につりのもでで、1件につりのもでで、1件につりののでで、1件につりののでで、1件につりののでで、1件につりののでで、1の00円ではでいるとは、1の0のののでで、1のもののがでで、1のもののがでで、1のもののがでで、1のもののがでで、1のもののがでで、1のもののがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1のものがでで、1、000円でで、1、1 はでで、1、1 は で、1 は に は で、1 は に は で、1 は は に は で、1 は は に と な に に は で、1 は は に は で、1 は は に と な に に は で、1 は に と な に に は に と な に に は な に に は は に と な に に は に と な に に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に は に に な に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に に な に な に に な に		0000
の 0 の 下 方 り の の (6) 土土地の の 地積を行う 土地の で 1 件につ で 3 5 , 0 0 0 円		
以内のの(6) 土石の堆積を行う土地の面積が5 , 000円		
(6) 土石の堆積を行う土地の面積が5	00平方メートル	
う土地の面積が5 ,0000平方メートルを超え1へクタール以内のでででででででできる。 (7) 土石の町でででででででででででできる中のでででできる。 (8) 土土カタクタののでででででででできる中ででででででででできる。 (9) 土土地のののでででできる中のででできる。 (10) 土土のクタののででできる。 (11) 土工事の申請で対する。 (12) 土石の地積に関するでででできる。 (12) 土石の地積に関するででででできる。 (13) 広、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	以内のもの	
う土地の面積が5 ,0000平方メートルを超え1へクタール以内のでででででででできる。 (7) 土石の町でででででででででででできる中のでででできる。 (8) 土土カタクタののでででででででできる中ででででででででできる。 (9) 土土地のののでででできる中のででできる。 (10) 土土のクタののででできる。 (11) 土工事の申請で対する。 (12) 土石の地積に関するでででできる。 (12) 土石の地積に関するででででできる。 (13) 広、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(6) 十石の堆積を行	1 件につき 35.
(7) 上石の堆積を行うというのででででででででででででででででででででででででででででででででででで		
トルを超え1へクタール以内のもの (7) 土石の堆積を行う土地の面積が1 へククタタののもののもののもののものの地積を行う土地タールル以内のも石のの単積を行う土地タールルののも石のの単積を行う土地タールルののも石のの単積を行う土地ののののののは00 土石の堆積が1 のへりのも石のの地積を行う土地のののののは10 土土地のののの地位のは11 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		0 0 0 1 1
タール以内のもの1件につき 42,000円(7) 土石の堆積を行う土地の面積が1 へクタタのものの(8) 土石の面積が2 へククタールとののものの(9) 土石の面積が4 へクタタールとののも石のの単積を行う土地のののの(10) 土田のののの(10) 土土地のののの(11) 土地のののの(11) 土地のののの(11) 土地ののののの(11) 土地ののののの(11) 土地ののののの(11) 土地ののののの(11) 土田のの地積を行う土地のののの(11) 土地ののののの(11) 土土の地積が1 ののの円1件につき 77,000円1 件につき 77,000円1件につき 77,000円1 件につき 77,000円1件につき 133,000円1 件につき 133,000円1件につき 133,000円2 中はにつき 133,000円1件につき 133,000円2 中はにつき 133,000円1件につき 133,000円2 中はにつき 133,000円1件につき 133,000円3 を第145,000円1件につき 133,000円4 中はいかけ 145,000円1件につき 133,000円4 中はいかけ 15を見がしますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがありますがあり		
(7) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 ヘクタタタタのの (8) 土石の面積が2 ヘクタタールと以内のものの (9) 土地ののを超え イヘクタタールと以内のも石のの単積を行 う土地タールル以内のも石のの地積を行 う土地のールと以内のも石のの地積を行 う土地のールと以内のも石のの地積を行 う土地のールと以内のものの (10) 土土地ののの (11) 土土のの中のとるもの 1 3 盛土規制法第1 6条第1項の規定による土地ののルをえるもの 1 3 の00円 1 4 (こつき 57,000円 1 件につき 77,000円 1 件につき 113 ,000円 1 件につき 113 ,000円 1 件につき 113 ,000円 2 変更許次に額にあるとのできに額が136 ,000円 変更許次に額にあるとのできに額が136 ,000円 2 変更許がに額にあるとのできに初いるとは、136 ,000円をき 136 ,000円 2 変更に数にあるとのできに初いるとのできにあるとの額が136 ,000円をのき、100円 2 変更にあるとのできるとのできるののできるとのできない。136 ,000円のできるにあるとのできるにあるとのできるであるとのできるにあるとのであるときであるときでは、136 の10円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできるにあるとのできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 につきのできないでは、136 、000円のできるできないでは、136 につきのできないでは、136 、000円のものできないでは、136 の10円のものできないでは、136 の10円のものできないでは、136 、000円のものできないでは、136 の10円のものできないでは、136 につき、136 、000円のものできないでは、136 の10円のものできないでは、136 につき、113 できたいでは、136 の10円のものできないでは、136 につき、113 できたいでは、136 につき、136 につき、113 できたいでは、136 につき、136 につき、136 、000円のでき、136 につき、136 につき、136 、000円のでき、136 につき、136 、136 につき、136 にして、		
う土地の面積が1 ヘクタタタの のもの (8) 土石の堆積を行う土地の面積を行う土地の上水のの ・カータタタのの ・カールルのの ・カールルのの ・カールのの ・カールのの ・カールの ・カールを ・カールの ・カールの ・カールの ・カールを ・カールの ・カールを ・カールを ・カールの ・カールを ・カールを ・カールを ・カールの ・カールを ・カールの ・カールを ・カールを ・カールの ・カールを ・カールの ・カールを ・カールの ・カールを ・カールを ・カールの ・カールを ・カールの ・カールの ・カールを ・カールを ・カールの ・カールの ・カールを ・カールの ・カールの ・カールの ・カールを ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールの ・カールを ・カールの	タール以内のもの	
ヘクタールを超え 2へクタののののののである。1件につき 57,000円(8) 土石の堆積を行う土地の一ルののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(7) 土石の堆積を行	1件につき 42,
2ヘクタール以内のもののののではできるというではできます。1件につきできます。(8) 土石の堆積を行う土地の面積が2へクタタのののののののではです。1件につきできます。(9) 土石の堆積を行う土地の面がでするのののではです。1件につきできます。(10) 土石のの地積を行うをできます。1件につきできます。(11) 土石の地積を行うを表土ののもののではできます。1件につきの中では、(12) 土田ののののではできます。1件につきできます。(13) 上田のののののではできます。1件につきできます。(14) 土田のののののではできます。1件につきできます。(15) 土田ののののではできます。1件につきできます。(16) 土田のののののでは、1件につきできます。(17) 土田のののでは、1件につきできます。(18) 上田のののでは、1件につきできます。(19) 上田のののでは、1件につきます。(10) 上田のののでは、1件につきます。(11) 上田のののでは、2を更にできます。(12) 上田ののでは、1件につきます。(13) を表するのののでは、2を表する。(14) 上田ののでは、1件につきます。(15) ときまは、2を表する。(16) ときはは、1のののでは、(17) ときなは、1のののでは、(18) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(11) まないのでは、1のののでは、(12) ときなは、1のののでは、(13) ときなは、1のののでは、(14) ときなは、1のののでは、(15) ときなは、1のののでは、(16) ときなは、1のののでは、(17) ときなは、1のののでは、(18) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、 </td <td>う土地の面積が1</td> <td>000円</td>	う土地の面積が1	000円
2ヘクタール以内のもののののではできるというではできます。1件につきできます。(8) 土石の堆積を行う土地の面積が2へクタタのののののののではです。1件につきできます。(9) 土石の堆積を行う土地の面がでするのののではです。1件につきできます。(10) 土石のの地積を行うをできます。1件につきできます。(11) 土石の地積を行うを表土ののもののではできます。1件につきの中では、(12) 土田ののののではできます。1件につきできます。(13) 上田のののののではできます。1件につきできます。(14) 土田のののののではできます。1件につきできます。(15) 土田ののののではできます。1件につきできます。(16) 土田のののののでは、1件につきできます。(17) 土田のののでは、1件につきできます。(18) 上田のののでは、1件につきできます。(19) 上田のののでは、1件につきます。(10) 上田のののでは、1件につきます。(11) 上田のののでは、2を更にできます。(12) 上田ののでは、1件につきます。(13) を表するのののでは、2を表する。(14) 上田ののでは、1件につきます。(15) ときまは、2を表する。(16) ときはは、1のののでは、(17) ときなは、1のののでは、(18) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(11) まないのでは、1のののでは、(12) ときなは、1のののでは、(13) ときなは、1のののでは、(14) ときなは、1のののでは、(15) ときなは、1のののでは、(16) ときなは、1のののでは、(17) ときなは、1のののでは、(18) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1のののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ときなは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、(19) ともないのでは、1ののでは、 </td <td>, — – , . , ,</td> <td></td>	, — – , . , ,	
のもの (8) 土石の堆積を行う土地の面積が2 ヘクタールを超え 4へクタールのの (9) 土石の堆積を行う土地の面を超え アヘクタタのの (10) 土石の堆積を行う土地の一ルののの (11) 土地のタールののの (11) 土地のタのの (12) 本部でである。 第1項の規定による土事の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに		
(8) 土石の堆積を行う土地の面積が2 へクタールを超え 4へクタールのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		
う土地の面積が2 ヘクタール以内のもの1件につき 1件につき 1件につき 	=	1 /th) =
ヘクタールを超え 4へクタール以内 のもの1件につき 77, 000円(9) 土石の堆積を行 う土地の面積が4 ヘクタールを超え 7へクタールのもの1件につき 113 1件につき 14件につき 113 1000円(10) 土石の堆積を行 う土地の面積が7 ヘクタールを超え 10へクタールを超えるもの1件につき 136 14件につき 136 14件につき 136 136 200円13 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関する工事の計画の変 更許可の申請に対する るときは、その9円を超 200円を 200円を 200円を 200円 <br< td=""><td></td><td></td></br<>		
4ヘクタール以内のもの (9) 土石の堆積を行う土地の面積が4 ヘクタールを超えてへクタール以内のもの (10) 土石の堆積を行う土地の面積が7 ヘクタールを超え 1 0 へりを回れる 1 件につき 1 1 3 の 0 0 0 円 1 件につき 1 3 6 の 0 0 円 1 件につき 1 3 6 の 0 0 円 1 件につき 1 3 6 の 0 0 円 2 を 1 の 0 0 円 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を	う土地の面積が2	000円
のもの (9) 土石の堆積を行 う土地の面積が4 ヘクタールを超え 7ヘクタール以内 のもの (10) 土石の堆積を行 う土地の面積が7 ヘクタタール以内のもの (11) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 0へクタールを超 えるもの (13 盛土規制法第1 6条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画に対する審査 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに (1) 土石の堆積に関する変更を伴う	ヘクタールを超え	
(9) 土石の堆積を行 う土地の面積が4 ヘクタールを超え 7ヘクタール以内のものののではです。 1件につき 77, 000円 1件につき 77, 000円 1件につき 113, のもののではででする。 1の中につき 136, のののではででできる。 1の中にのでででででである。 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定による土地ののはである。 である工事の計画の変更許のででである。 (1) 土石の堆積に関するででである。 でするである。 (1) 土石の堆積に関するででである。 でである。 1 3 倍、000円 2 変更には、たて、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	4 ヘクタール以内	
(9) 土石の堆積を行 う土地の面積が4 ヘクタールを超え 7ヘクタール以内のものののではです。 1件につき 77, 000円 1件につき 77, 000円 1件につき 113, のもののではででする。 1の中につき 136, のののではででできる。 1の中にのでででででである。 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定による土地ののはである。 である工事の計画の変更許のででである。 (1) 土石の堆積に関するででである。 でするである。 (1) 土石の堆積に関するででである。 でである。 1 3 倍、000円 2 変更には、たて、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	のもの	
う土地の面積が4 ヘクタールを超え 7へクタール以内 のもの (10) 土石の堆積を行 う土地の面積が7 ヘクタールを超え 1 0へクタールを超え 1 0へクタールを超え 2 1 0 0 0 円1 件につき 1 1 3 1 の0 0 円1 件につき 1 3 6 1 の 0 0 円1 3 盛土規制法第 1 6 条第 1 項の規定に よる出石の堆積に関する工事の計画の変 更許可の申請に対する るときは、そのの日本を 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	9	1 件につき 77
ヘクタールを超え 7へクタール以内のもの1件につき 113 1のもの(10) 土石の堆積を行う土地の面積が 7 ヘクタールを超え 1 0へクタールを超えるもの1件につき 136 1 件につき 136 1 の00円(11) 土石の堆積を行う土地の面積が 1 0へクタールを超えるもの1件につき 136 1 の00円13 盛土規制法第 1 6条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136、000円とする。 土石の堆積を行う土地の面積(次号に規定する変更を伴う		
7ヘクタール以内のもの1件につき 113のもの1件につき 113う土地の面積が 7 ヘクタールを超え 10へクタールを超えるもの1件につき 1361 3 盛土規制法第 1 6条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査変更許可申請 1件につき 136(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに変更許可申請 1件につき (次号に表の額が 136、000円を超えるときは、その額が 136、000円を超えるときは、その手数料の額は、136、000円とする。 土石の堆積を行う土地の面積(次号に規定する変更を伴う		000円
のもの (10) 土石の堆積を行 う土地の面積が7 ヘクタールを超え 1 0 ヘクタール以 内のもの (11) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 0 ヘクタールを超 えるもの 1 3 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の変更(次号のみに 変更(次号のみに		
1件につき 113 ・ 1件につき 113 ・ 000円	7~クタール以内	
う土地の面積が 7 、000円 へクタールを超え 10へクタール以内のもの 1件につき 136 ,000円 11) 土石の堆積を行う土地の面積が 1 0へクタールを超えるもの 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。 まる土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに関する変更を伴う 土石の堆積を行う土地の面積(次号に規定する変更を伴う	のもの	
ヘクタールを超え 1 0 ヘクタール以 内のもの (11) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 0 ヘクタールを超 えるもの 1 3 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の 変更(次号のみに 変更を伴う	(10) 土石の堆積を行	1件につき 113
ヘクタールを超え 1 0 ヘクタール以 内のもの (11) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 0 ヘクタールを超 えるもの 1 3 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の 変更(次号のみに 変更を伴う	う十地の面積が7	. 000円
10ヘクタール以 内のもの (1) 土石の堆積を行 う土地の面積が1 0ヘクタールを超 えるもの 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対する審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の変更(次号のみに 変更(次号のみに		, 00011
内のもの		
(1) 土石の堆積を行う土地の面積が1 0へクタールを超えるもの1件につき 136 ,000円13 盛土規制法第1 6条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。 土石の堆積を行う土地の面積(次号に規定する変更を伴う		
う土地の面積が1 0へクタールを超 えるもの ,000円 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対す る審査 変更許可申請1件 につき、次に掲げる 額を合算した額。た だし、その額が13 6,000円を超え るときは、その手数 料の額は、136, 000円とする。 土石の堆積を行う 土地の面積(次号に 規定する変更を伴う		
0へクタールを超えるもの 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が13 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,00円とする。 土石の堆積を行う土地の面積(次号に規定する変更を伴う	(11) 土石の堆積を行	1件につき 136
えるもの 13 盛土規制法第1 6条第1項の規定に よる土石の堆積に関 する工事の計画の変 更許可の申請に対す る審査 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の 変更(次号のみに	う土地の面積が1	,000円
13 盛土規制法第1 変更許可申請1件 6条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 額を合算した額。ただし、その額が13 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,00円とする。 136,00円とする。 1 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに変更を伴う 土地の面積(次号に規定する変更を伴う	0 ヘクタールを超	
13 盛土規制法第1 変更許可申請1件 6条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 額を合算した額。ただし、その額が13 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,00円とする。 136,00円とする。 1 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに変更を伴う 土地の面積(次号に規定する変更を伴う	えるもの	
6条第1項の規定に よる土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査 につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに 規定する変更を伴う		亦 再
よる土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査		
する工事の計画の変 更許可の申請に対す る審査 だし、その額が13 6,000円を超え るときは、その手数 料の額は、136, 000円とする。 土石の堆積を行う 土石の堆積を行う 土地の面積(次号に 規定する変更を伴う		
 更許可の申請に対する審査 6,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに規定する変更を伴う 		
る審査 るときは、その手数 料の額は、136, 000円とする。 (1) 土石の堆積に関 土石の堆積を行う する工事の設計の 土地の面積(次号に 変更(次号のみに 規定する変更を伴う		
料の額は、136, 000円とする。 (1) 土石の堆積に関 する工事の設計の 変更(次号のみに 規定する変更を伴う	更許可の申請に対す	6,000円を超え
(1) 土石の堆積に関	る審査	るときは、その手数
(1) 土石の堆積に関		料の額は、136.
(1) 土石の堆積に関する工事の設計の変更(次号のみに土石の堆積を行う 土地の面積(次号に 規定する変更を伴う		
する工事の設計の 土地の面積(次号に 変更(次号のみに 規定する変更を伴う	(1) 上アの揺揺っ	
変更(次号のみに 規定する変更を伴う		
	,	
該当する場合を除 場合にあっては変更	変更(次号のみに	規定する変更を伴う
	該当する場合を除	場合にあっては変更

< ₀)	前の土石の堆積を行
	う土地の面積、土石
	の堆積を行う土地の
	面積の縮小を伴う場
	合にあっては縮小後
	の土石の堆積を行う
	土地の面積)に応じ
	前項に規定する額に
	10分の1を乗じて
	得た額
(2) 新たな土地の土	新たに編入される
石の堆積を行う土	土石の堆積を行う土
地への編入に係る	地の面積に応じ前項
土石の堆積に関す	に規定する額
る工事の設計の変	
更	
(3) その他の変更	11,000円
14 宅地造成及び特	
定盛土等規制法施行	
規則(昭和37年建	
設省令第3号)第8	
8条の規定による書	
面の交付	
(1) 盛土規制法第1	1件につき 3,0
2条第1項又は第	00円
16条第1項の規	1 7
定による許可を受	
けたことを証する	
書面の交付	
(2) 盛土規制法第 1	1件につき 7,0
2 2 条第 1 項又は第	
	0013
16条第1項の規	
定による許可を受	
ける必要がないこ	
とを証する書面の	
交付	

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

議案第39号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				
別表(第2条関係)			表(第2条関係)	
事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額
1 法第6条第1項又は第			1 法第6条第1項又は第	
18条第2項(法第87			18条第2項(法第87	
条第1項において準用す			条第1項において準用す	
る場合を含む。)の規定			る場合を含む。)の規定	
による建築物に関する確			による建築物に関する確	
認の申請又は計画の通知			認の申請又は計画の通知	
に対する審査(次項及び			に対する審査(次項に規	
<u>第2項の2</u> に規定するも			定するものを除く。)	
のを除く。)				
(1) 床面積の合計が30	1件につき <u>8</u>		(1) 床面積の合計が30	1件につき <u>7</u>
平方メートル以下のも	<u>, 0 0 0 円</u>		平方メートル以下のも	, 000円
0			0	
(2) 床面積の合計が30	1件につき 2		(2) 床面積の合計が30	1件につき 1
平方メートルを超え1	0,000円		平方メートルを超え1	4,000円
00平方メートル以下			00平方メートル以下	
のもの			のもの	
(3) 床面積の合計が10	1 件につき <u>3</u>		(3) 床面積の合計が10	1 件につき <u>2</u>
0平方メートルを超え	4,000円		0平方メートルを超え	4,000円
200平方メートル以			200平方メートル以	
下のもの			下のもの	
(4) 床面積の合計が20	1 件につき <u>3</u>		(4) 床面積の合計が20	1件につき <u>3</u>
0平方メートルを超え	6,000円		0平方メートルを超え	1,000円
<u>300平方メートル</u> 以			<u>500平方メートル</u> 以	

下のもの	I		
(5) 床面積の合計が30	1件につき 3		
0平方メートルを超え	9,000円		
<u>500平方メートル以</u> エのよの			
<u>下のもの</u> (6) [略]	[略]		
<u>(6)</u> [略] <u>(7)</u> [略]			
(8) [略]	[略]	(7) [略] [略]	
(9) [略]	[略]	(8) [略] [略]	
<u>(10)</u> [略]	[略]	<u>(9)</u> [略] [略]	
2 法第6条第1項又は第		2 法第6条第1項又は第	
18条第2項の規定によ		18条第2項の規定によ	
る建築物に関する確認の中語なける確認の		る建築物に関する確認の	
申請又は計画の通知に対する審査(当該確認申請		申請又は計画の通知に対 する審査(当該確認申請	
等に係る計画に法第87		等に係る計画に法第87	
条の4に規定する昇降機		条の4に規定する昇降機	
に係る部分が含まれるも		に係る部分が含まれるも	
のに限り、次項に規定す		のに <u>限る</u> 。)	
<u>るものを除く</u> 。)	V		
(1) 昇降機を含む建築物	前項に規定するのはます。	(1) 昇降機を含む建築物 第1項に規定	
を建築するもの(次号から第4号までに規定	る確認の申請 <u>又</u> は計画の通知に	を建築するもの(次号 する確認の申請 から第4号までに規定 若しくは計画の	
するものを除く。)	係る手数料の区	するものを除く。) 通知に係る手数	
	分に応じ、それ	料の区分に応じ	
	ぞれ当該手数料	それぞれ当該手	
	の額に、昇降機	数料の額又は前	
	1基ごとに14	項に規定する手	•
	, 0 0 0 円(小 荷物専用昇降機	<u>数料の額</u> に、昇 降機1基ごとに	
	1 何物导用升降機 については、5		
	, 000円)を		
	加算した額	降機については	
		5,000円)	
(0)	Short Deller	を加算した額	
(2) 確認を受けた建築物	前項に規定する。	(2) 確認を受けた建築物 第1項に規定	
の計画及び確認を受け た昇降機の計画の変更	る確認の申請 <u>又</u> は計画の通知に	の計画及び確認を受け する確認の申請 た昇降機の計画の変更 若しくは計画の	
をして建築物を建築す	係る手数料の区	をして建築物を建設す 通知に係る手数	
るもの	分に応じ、それ	るもの 料の区分に応じ	
	ぞれ当該手数料		
	の額に、計画の	数料の額又は前	,
	変更をする昇降	項に規定する手	.
	機1基ごとに7	数料の額に、計画の亦更なよる	
	, 0 0 0 円(小 荷物専用昇降機	画の変更をする 昇降機1基ごと	
	については、4	7. 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	, 000円)を	(小荷物専用昇	
	加算した額	降機については	
	ĺ	4,000円)	

を加算した額 前項に規定す (3) 確認を受けた建築物 (3) 確認を受けた建築物 第1項に規定 のみの計画の変更をし る確認の申請又 のみの計画の変更をし する確認の申請 て建築物を建築するも は計画の通知に て建築物を建築するも 若しくは計画の 係る手数料の区 通知に係る手数 分に応じ、それ 料の区分に応じ、 ぞれ当該手数料 それぞれ当該手 の額と同一の額 数料の額又は前 項に規定する手 数料の額と同一 の額 (4) 「略] 「略] 「略〕 (4)「略] 2の2 法第6条第1項又 第1項に規定 は第18条第2項の規定 する確認の申請 による建築物に関する確 若しくは計画の 認の申請又は計画の通知 通知に係る手数 に対する審査(当該確認 料の区分に応じ、 申請等に係る計画が建築 それぞれ当該手 物のエネルギー消費性能 数料の額又は前 項に規定する手 の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。 数料の額に、次 以下「建築物省エネ法」 の各号に掲げる という。) 第11条第1 区分に応じ、当 項ただし書(同条第2項 該各号に定める において準用する場合を 額を加算して得 含む。) 又は第12条第 た金額 2項ただし書(同条第3 項において準用する場合 を含む。) の規定に基づ く場合に限る。ただし、 建築物省エネ法第11条 第6項及び第12条第7 項に規定する適合判定通 知書の交付その他の認定 等を受けた場合を除く。 (1) 建築物エネルギー消 費性能適合性判定を行 うことが比較的容易な 特定建築行為として、 建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関す る法律施行規則(平成 28年国土交通省令第 5号)第2条第1項第 1号イ又はロの基準に 適合するもの ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が 一の建築物につ 200平方メート き 14,00

ル未満のもの	0円		I	
(4) 床面積の合計が	·			
\rightarrow \rightarrow	き 16,00			
ル以上のもの	0円			
イ 住宅用途を含む建				
築物の住宅部分				
(7) 床面積の合計が	一の建築物につ			
300平方メート	き 27,00			
ル未満のもの				
(4) 床面積の合計が	· ·			
300平方メート				
ル以上2,000	0円			
	0 🗅			
平方メートル未満				
のもの	の7+1/25 Hm) = 0			
(ウ) 床面積の合計が	一の建築物につ			
2,000平方メ	き 68,00			
ートル以上5,0	0円			
00平方メートル				
未満のもの				
(エ) 床面積の合計が	一の建築物につ			
5,000平方メ	き 88,00			
ートル以上のもの	0円			
(2) 前号の基準に適合す				
るものとして確認を受				
けた建築物の計画を変				
更して建築物を建築(
当該計画変更により同				
基準への適合審査が新				
たに生じない建築を除				
く。)するもの				
ア 一戸建ての住宅				
(7) 床面積の合計が	一の建築物につ			
200平方メート	き 7,000			
ル未満のもの	円			
(イ) 床面積の合計が	一の建築物につ			
200平方メート	き 8,000			
ル以上のもの	円			
イ 住宅用途を含む建				
築物の住宅部分				
(7) 床面積の合計が	一の建築物につ			
300平方メート	き 13,50			
ル未満のもの	0 円			
(4) 床面積の合計が	一の建築物につ			
300平方メート	き 21,50			
ル以上2,000	0円			
平方メートル未満				
050				
(ウ) 床面積の合計が	一の建築物につ			
2,000平方メ				
ートル以上5,0	0円			
	I ' *	1 1 1	I	

	1		
00平方メートル			
未満のもの	77 MY (1) -		
(エ) 床面積の合計が	一の建築物につ		
5,000平方メ	き 44,00		
ートル以上のもの	0円		
3・4 [略]		3・4 [略]	
5 法第7条第4項又は第		5 法第7条第4項又は第	
18条第21項の規定に		18条第21項の規定に	
よる建築物に関する完了		よる建築物に関する完了	
検査(次項から第7項の		検査(次項及び第7項に	
2に規定するものを除く。		規定するものを除く。)	
)			
, (1) 床面積の合計が30	1 件につき 1	(1) 床面積の合計が30	1件につき <u>1</u>
平方メートル以下のも	5,000円	平方メートル以下のも	4,000円
0	0, 00011	0	4, 00011
(2) 床面積の合計が30	 1件につき 2	(2) 床面積の合計が30	1 供にへき 1
			1件につき <u>1</u>
平方メートルを超え1	4,000円	平方メートルを超え1	7,000円
00平方メートル以下		00平方メートル以下	
のもの	- /d >- >-	のもの	
(3) 床面積の合計が10	1件につき <u>3</u>	(3) 床面積の合計が10	1件につき <u>2</u>
0平方メートルを超え	4,000円	0平方メートルを超え	4,000円
200平方メートル以		200平方メートル以	
下のもの		下のもの	
(4) 床面積の合計が20	1件につき <u>3</u>	(4) 床面積の合計が20	1件につき <u>3</u>
0 平方メートルを超え	7,000円	0 平方メートルを超え	5,000円
300平方メートル以		500平方メートル以	
下のもの		下のもの	
(5) 床面積の合計が30	1件につき 4		
0平方メートルを超え	2,000円		
500平方メートル以			
下のもの			
<u>(6)</u> [略]	[略]	<u>(5)</u> [略]	[略]
<u>(7)</u> [略]	[略]	(<u>6)</u> [略]	[略]
(8) [略]	[略]	(<u>7)</u> [略]	[略]
(<u>9)</u> [略]	[略]	(8) [略]	[略]
(<u>9)</u> [略]	[略]	<u>(8)</u> [略]	[略]
<u> </u>	「品口」	<u>9</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>	「まは、」
6 法第7条第4項又は第			
18条第21項の規定に		18条第21項の規定に	
よる建築物に関する完了		よる建築物に関する完了	
検査で、法第7条の3第		検査で、法第7条の3第	
5項又は第18条第30		5項又は第18条第30	
項の規定による中間検査		項の規定による中間検査	
合格証の交付を受けた建		合格証の交付を受けた建	
築物を含むもの(次項 <u>及</u>		築物を含むもの(次項に	
<u>び第7項の2</u> に規定する		規定するものを除く。)	
ものを除く。)			
(1)~(3) [略]	[略]	(1)~(3) [略]	[略]
(4) 床面積の合計が20	1件につき <u>2</u>	(4) 床面積の合計が20	1件につき <u>3</u>
		0 平方メートルを超え	3,000円
0 平方メートルを超え	8,000円	0 十カケ 1772 個人	0, 0001

下のもの			下のもの	
(5) 床面積の合計が30	1件につき 3			
0平方メートルを超え	6,000円			
500平方メートル以				
下のもの				
(6) [略]	[略]		<u>(5)</u> [略]	[略]
(7) [略]	[略]		(6) [略]	[略]
(8) [略]	[略]		(7) [略]	[略]
(<u>9)</u> [略]	[略]		(<u>8)</u> [略]	[略]
(10) [略]	[略]		(9) [略]	[略]
		1	<u> </u>	
18条第21項の規定に			18条第21項の規定に	
よる建築物に関する完了			よる建築物に関する完了	
検査(当該完了検査に係			検査(当該完了検査に係	
る計画に法第87条の4			る計画に法第87条の4	
に規定する昇降機に係る			に規定する昇降機に係る	
部分が含まれるものに限			部分が含まれるものに限	
り、次項に規定するもの			<u>る。</u>)	
<u>- た</u> い			<u></u> , ,	
(1) • (2) [略]	[略]		(1)・(2) [略]	[略]
7の2 法第7条第4項又	第5項若しく	1		
は第18条第21項の規	は第6項に規定			
定による建築物に関する	する建築物に関			
完了検査(完了検査の申	する完了検査に			
請又は通知に係る計画が	係る手数料の区			
建築物省工ネ法第11条	分に応じ、それ			
第1項の規定に基づく要	ぞれ当該手数料			
確認特定建築行為又は第	の額又は前項に			
12条第2項の規定に基	規定する手数料			
づく要通知特定建築行為	の額に、次の各			
に係る建築物に関する場	号に掲げる区分			
合に限る。)	に応じ、当該各			
	号に定める額を			
	加算した額			
(1) 床面積の合計が30	一の建築物につ			
平方メートル以下のも	き 3,000			
0	円			
(2) 床面積の合計が30	一の建築物につ			
平方メートルを超え1	き 5,000			
00平方メートル以下	円			
のもの				
(3) 床面積の合計が10	一の建築物につ			
0平方メートルを超え	き 6,000			
200平方メートル以	円			
下のもの				
(4) 床面積の合計が20	一の建築物につ			
0平方メートルを超え	き 7,000			
300平方メートル以	円			
下のもの				
	1		I	1 1

500平方メートル以下の(6) のではではできます。 1、000分割が5000ではできません。 1、000分割が500ではできません。 1、000分割が1、0000分割が1、000分割が1、000分割が1、000分割が1、000分割が1、0000分割が1、000分割が1、000分割が1、000分	一の建築物につき8,000き8,000一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につり一の建築物につりこの円	8・9 [略]	
8・9 [略] 10 3第4項 ア条条第29項の 規第18条第29に規 規定に検を第2のでは、 規定に関するでは、 (1)~(3) [報] (4) 成のでは、 (1)~(3) (4) 成のでは、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (1) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (6) では、 (8) では、 (9) では、 (9) では、 (1) では、 (4) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、 (6) では、 (7) では、 (8) では、 (8) では、 (9) では、 (9	[略] 1件につ00円 1件につき円 1件につき 3 3,000円 [略] [略] [略] [略] [を略] (である分に定め がるる各号に定め がるる名	10 法第7条の3第4 又は第18条第29頃 規定による建築物に規 するは解している。) (1)~(3) [略] (4) 床面積の下のよの 下のもの (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 11~68の3 [略]	の す 定 [略] 0 1件につき <u>3</u> え <u>1,000円</u>

分の(1) ア (1) ア (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	29,000円 33,000円 59,000円 100,000円 175,000円	
69 [略] 70 低炭素建築物新築等 計画の認定申請に対する 審査(都長素化促進 法第54条第2項の規定 による建築基準関係規定 の適合認定の審査のに限る。) (1) 次号に掲げるもの以 外のもの	で定しア	69 [略] 70 低炭素建築物新築等 計画の認定申請に対する 審査(都市低炭素化促進 法第54条第2項の規定による建築基準関係規定 の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。) (1) 次号に掲げるもの以外のもの 次のア及びイに定める額を合まして 次の多額項 各項項 各項項 各項第68 名号、の3各号 又名号、の3各号 又名号、の3を号 又は「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号」では「大の3を名号、の3を号)では、「大の3を名号、の3を号)では、「大の3を名号、の3を号)では、「大の3を名号、の3を号)では、「大の3を名号、の3

(2) [略]	[略]	[略]	[略]
71 都市低炭素化促進法	第68項各号、	7 1 都市低炭素化促進法	第68項各号、
第55条第1項の規定に	第68項の2各	第55条第1項の規定に	第68項の2各
よる低炭素建築物新築等	号、第68項の	よる低炭素建築物新築等	号、第68項の
計画の変更の認定の申請	3各号、第68	計画の変更の認定の申請	3各号又は第6
(以下「低炭素建築物新	項の4各号又は	(以下「低炭素建築物新	
築等計画変更の認定申請	第69項各号に	製等計画変更の認定申請	
」という。) に対する審	掲げる区分に応	という。)に対する審査	当該各号に定め
査(次項に規定するもの	じ、当該各号に	(次項に規定するものを	る額の2分の1
を除く。)	定める額の2分		に相当する額
	の1に相当する		(-16 - 7 - 5 - 6)
	額		
72 [略]		7 2 [略]	
73 建築物省エネ法第1	一の建築物ご	73 建築物のエネルギー	次の各号に掲
<u>1条第1項</u> 又は <u>第12条</u>	とに次に掲げる	消費性能等の向上等に関	げる区分に応じ、
<u>第2項</u> の規定に基づく建	額を合算して得	する法律(平成27年法	当該各号に定め
築物エネルギー消費性能	た金額	律第53号。以下「建築	る金額
適合性判定の申請に対す		物省エネ法」という。)	
る審査		<u>第12条第1項</u> 又は <u>第1</u>	
		3条第2項の規定に基づ	
		く建築物エネルギー消費	
		性能適合性判定の申請に	
		対する審査	
(1) 省令第1条第1項第			
2号イ(1)及びロ(1)に定			
める基準に適合するも			
<u>Ø</u>			
ア 一戸建ての住宅			
(7) 床面積の合計が	40,000円		
200平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	44,000円		
200平方メート			
ル以上のもの			
イ 住宅用途を含む建			
築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が	80,000円		
300平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	135,000		
300平方メート	円		
ル以上2,000	_		
平方メートル未満			
のもの			
<u>ー・</u> (対) 床面積の合計が	230,000		
2,000平方メ	円		
<u>ー</u> トル以上5,0	<u>, 4</u>		
00平方メートル			
未満のもの			
(エ) 床面積の合計が	330,000		
(*) /ド四/貝 / / 日日 //*	000,000	1	

	ı		,
5,000平方メ	<u>円</u>		
ートル以上のもの			
(2) 省令第1条第1項第			
2号イ(2)及びロ(2)に定			
める基準又は第10条			
第2号イ(2)及びロ(2)に			
定める基準に適合する			
<u>もの</u>			
ア 一戸建ての住宅			
(7) 床面積の合計が	20,000円		
200平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	22,000円		
200平方メート			
ル以上のもの			
イ 住宅用途を含む建			
築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が	38,000円		
300平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	66,000円		
300平方メート			
ル以上2,000			
平方メートル未満			
のもの			
(対) 床面積の合計が	121,000		
2,000平方メ	円		
<u>ートル以上5,0</u>	_		
00平方メートル			
未満のもの			
(エ) 床面積の合計が	183, 000		
5,000平方メ	<u> </u>		
ートル以上のもの			
(3) 省令第1条第1項第			
2号イ(1)及びロ(1)に定			
める基準と同号イ(2)及			
びロ(2)に定める基準又			
は第10条第2号イ(2)			
及び口(2)に定める基準			
を併用するもの			
アー戸建ての住宅			
(7) 床面積の合計が	29,000円		
200平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	33,000円		
200平方メート			
ル以上のもの			
イ 住宅用途を含む建			
築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が	59,000円		
<u> </u>	30,00011	1 1	

300平方メート <u>ル未満のもの</u> (イ) 床面積の合計が	100 000	
300平方メート ル以上2,000 平方メートル未満	日 100,000 円	
<u>のもの</u> (f) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0	<u>175,000</u> <u>円</u>	
00平方メートル 未満のもの 定 床面積の合計が 5,000平方メ	<u>256,000</u> 円	
一トル以上のもの (4) 省令第1条第1項第 1号イに定める基準に	<u> </u>	(1) 省令 <u>第1条第1号イ</u> に定める基準に適合す
適合する同号に規定する建築物 ア 床面積(市長が別に定める部分の床面	[略]	る同号に規定する建築 物 ア 床面積(市長が別 [略] に定める部分の床面
積を除く。以下この 項、 <u>次項第4号及び</u> 第5号並びに第79 項第4号及び第5号		積を除く。以下この 項、 <u>次項及び第80</u> 項において同じ。) の合計が300平方
において同じ。)の 合計が300平方メ ートル未満のもの	ſm⁄z ¬	メートル未満のもの
イ〜キ [略] (<u>5</u>) 省令 <u>第1条第1項第</u> <u>1号ロ</u> に定める基準に 適合する同号に規定す	[略]	イ〜キ [略] [略] (2) 省令 <u>第1条第1号ロ</u> に定める基準に適合す る同号に規定する建築
	[略]	物
7 4 建築物省エネ法 <u>第1</u> 1条第2項又は <u>第12条</u> 第3項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 適合性判定の申請に対する審査 (1) 省令第1条第1項第	<u>一の建築物ご</u> とに次に掲げる 額を合算して得 た金額	74 建築物省エネ法 <u>第1</u> 次の各号に掲 近る区分に応じ、 当該各号に定め 当該各号に定め 当該各号に定め る金額 第3項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 適合性判定の申請に対す る審査 本額
2号イ(1)及びロ(1)に定 める基準に適合するも の ア 一戸建ての住宅		
(7) 床面積の合計が 200平方メート ル未満のもの	20,000円	
(f) 床面積の合計が 200平方メート	22,000円	

ル以上のもの			
イ 住宅用途を含む建			
築物の住宅部分			
(7) 床面積の合計が	4.0 0.00 M		
	40,000円		
300平方メート			
<u>ル未満のもの</u>			
(1) 床面積の合計が	67, 500円		
300平方メート			
ル以上2,000			
平方メートル未満			
<u> </u>			
	115 000		
(ウ) 床面積の合計が	115, 000		
2,000平方メ	<u>円</u>		
<u>ートル以上5,0</u>			
00平方メートル			
<u>未満のもの</u>			
(エ) 床面積の合計が	165,000		
5,000平方メ	円		
<u>-</u> トル以上のもの	1 1		
(2) 省令第1条第1項第			
-			
2号イ(2)及びロ(2)に定			
める基準又は第10条			
第2号イ(2)及びロ(2)に			
定める基準に適合する			
<u>もの</u>			
ア 一戸建ての住宅			
(ア) 床面積の合計が	10,000円		
200平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	11,000円		
	11, 0001		
<u>200平方メート</u>			
ル以上のもの			
イ 住宅用途を含む建			
築物の住宅部分			
(ア) 床面積の合計が	19,000円		
300平方メート			
ル未満のもの			
(4) 床面積の合計が	33,000円		
300平方メート			
ル以上2,000			
平方メートル未満			
かもの			
	60 500		
(が) 床面積の合計が	60,500円		
2,000平方メ			
<u>ートル以上5,0</u>			
00平方メートル			
未満のもの			
(エ) 床面積の合計が	91,500円		
5,000平方メ			
<u>し, 000 1 カケ</u> ートル以上のもの			
		1 1	I

1 1 / 2 / 25 / 26 / 26 / 26 / 26 / 26 / 26	I			1
(3) 省令第1条第1項第				
2 号イ(1)及びロ(1)に定				
める基準と同号イ(2)及				
び口(2)に定める基準又				
は第10条第2号イ(2)				
及び口(2)に定める基準				
を併用するもの				
アー戸建ての住宅				
(7) 床面積の合計が	14,500円			
200平方メート	14, 0001			
ル未満のもの	10 500			
(() 床面積の合計が	16,500円			
200平方メート				
ル以上のもの				
イ 住宅用途を含む建				
<u>築物の住宅部分</u>				
(7) 床面積の合計が	29,500円			
300平方メート				
ル未満のもの				
(4) 床面積の合計が	50,000円			
300平方メート				
ル以上2,000				
平方メートル未満				
050				
(物) 床面積の合計が	87,500円			
2,000平方メ	07, 00011			
<u>2,000年ガゲ</u> ートル以上5,0				
00平方メートル				
未満のもの				
	1 9 9 9 9 9			
(エ) 床面積の合計が	128, 000			
<u>5,000平方メ</u>	<u>円</u>			
ートル以上のもの			(a) (b) A total of total of the	
(<u>4</u>) 省令 <u>第1条第1項第</u>			(<u>1</u>) 省令 <u>第1条第1号</u> イ	
<u>1 号イ</u> に定める基準に			に定める基準に適合す	
適合する同号に規定す			る同号に規定する建築	
る建築物			物	
ア〜キ [略]	[略]		ア〜キ [略]	[略]
(<u>5</u>) 省令 <u>第1条第1項第</u>			(2) 省令 <u>第1条第1号イ</u>	
<u>1 号口</u> に定める基準に			に定める基準に適合す	
適合する同号に規定す			る同号に規定する建築	
る建築物			物	
ア~キ [略]	[略]		ア〜キ [略]	[略]
75 建築物省エネ法第2	[略]		75 建築物省エネ法第3	[略]
<u>9条第1項</u> の規定に基づ			<u>4条第1項</u> の規定に基づ	
く建築物エネルギー消費				
性能向上計画の認定の申			性能向上計画の認定の申	
請に対する審査(次項に			請に対する審査(次項に	
規定する審査を除く。)			規定する審査を除く。)	
(1) 建築物省エネ法第3			(1) 建築物省エネ法第3	
<u>0条第1項各号</u> に掲げ			5条第1項各号に掲げ	
	I	1 1 1		ı l

る基準に適合している ことを示す書類が提出 された場合 ア〜ウ [略] (2)・(3) [略] (4) 第1号以外の場合で、	[略] [略]	る基準に適合している ことを示す書類が提出 された場合 ア〜ウ [略] (2)・(3) [略]	[略] [略]
省令第10条第2号イ (1)及びロ(2)又は同号イ (2)及びロ(1)に定める基 準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 (7) 床面積の合計が 200平方メート	29,000円		
ル未満のもの (() 床面積の合計が 200平方メート ル以上のもの イ 住宅用途を含む建	33,000円		
<u>築物の住宅部分</u> (7) 床面積の合計が <u>300平方メート</u> ル未満のもの	59,000円		
(() 床面積の合計が 300平方メート ル以上2,000 平方メートル未満 のもの	<u>100,000</u> 円		
(b) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	<u>175,000</u> 円		
(エ) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの	<u>256,000</u> 円		
(<u>5)</u> [略] (6) [略]	[略] [略]	(<u>4)</u> [略] (5) [略]	[略] [略]
76 建築物省エネ法 <u>第2</u> <u>9条第1項</u> の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申 請(建築物省エネ法 <u>第3</u> <u>0条第2項</u> の規定による 申出を伴う申請に限る。)に対する審査 (1) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める 額 ア 床面積の合計が3	[略]	76 建築物省エネ法 <u>第3</u> 4条第1項の規定に基づ く建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申 請(建築物省エネ法 <u>第3</u> 5条第2項の規定による 申出を伴う申請に限る。)に対する審査 (1) 次に掲げる区分に応 じそれぞれ次に定める 額 ア 床面積の合計が3	[略]
日 7 休面積の合計が3 0 平方メートル以下	8,000円		7,000円

	İ	1 1 1	010	l [
のもの			のもの	
イ 床面積の合計が3	20,000円		イ 床面積の合計が3	14,000円
0平方メートルを超			0 平方メートルを超	
え100平方メート			え100平方メート	
ル以下のもの			ル以下のもの	
ウ 床面積の合計が1	34,000円		ウ 床面積の合計が1	24,000円
00平方メートルを	34, 00011		00平方メートルを	24, 0001
,			• • • • • • • • • •	
超え200平方メー			超え200平方メー	
トル以下のもの			トル以下のもの	
エ 床面積の合計が2	36,000円		エ 床面積の合計が2	31,000円
00平方メートルを			00平方メートルを	
超え300平方メー			超え500平方メー	
トル以下のもの			トル以下のもの	
	20 000		<u>170</u> 07 00 000	
	39,000円			
00平方メートルを				
超え500平方メー				
トル以下のもの				
<u>力</u> [略]	[略]		<u>才</u> [略]	[略]
<u>カ</u> L略」 <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略]	[略]			[略]
	[略]		<u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略]	[略]
<u>/</u> L ^m 口」 - 「吹 T			<u>- 1</u>	
	[略]			[略]
<u>⊐</u> [略]	[略]		<u>ケ</u> [略]	[略]
(2) [略]	[略]		(2) [略]	[略]
77 建築物省エネ法第3	[略]		77 建築物省エネ法第3	[略]
1条第1項の規定に基づ			6条第1項の規定に基づ	
く建築物エネルギー消費			く建築物エネルギー消費	
性能向上計画の変更の認			性能向上計画の変更の認	
			定の申請に対する審査(
定の申請に対する審査(
次項に規定する審査を除			次項に規定する審査を除	
<.)			<。)	
(1) 建築物省エネ法 <u>第3</u>	[略]		(1) 建築物省エネ法 <u>第3</u>	[略]
0条第1項各号に掲げ			5条第1項各号に掲げ	
る基準に適合している			る基準に適合している	
ことを示す書類が提出			ことを示す書類が提出	
された場合			された場合	
ア〜ウ [略]	Em/: 3		ア〜ウ [略]	F=4.3
(2)・(3) [略]	[略]		(2) • (3) [略]	[略]
(4) 第1号以外の場合で、				
省令第10条第2号イ				
(1)及びロ(2)又は同号イ				
(2)及びロ(1)に定める基				
準に適合するもの				
ア 一戸建ての住宅				
	14 500			
(7) 床面積の合計が	14,500円			
200平方メート				
ル未満のもの				
(4) 床面積の合計が	16,500円			
200平方メート				
ル以上のもの				
イ 住宅用途を含む建				
	I	1 1 1		I I

 集物の住宅部分 (で) 床面積の合計が 300平方メートル未満のの合計が 300平方メートル以上2,000平方メートル以上2,000平方メートル以上5,00下方メートルと5,000平方メートル表流面積のの平方メートル表流面の合計が 5,000平方メートル表に面積のの平方メートルと5,000平方メートルを (す) (5) (6) [6] [6] [6] [6] [78 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	29,500円 50,000円 87,500円 128,000円 [略] [略]	(4) (5) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	を合算して得た 金額 5,000円 11,000円
		(7) 床面積の合計が 300平方メート	11,000円

(対) 床面積の合計が	52,000円
2,000平方メ	·
ートル以上5,0	
00平方メートル	
未満のもの	
(エ) 床面積の合計が	94,000円
5,000平方メ	
ートル以上のもの	
ウ 非住宅用途を含む	
建築物の非住宅部分	
(7) 床面積の合計が	11,000円
300平方メート	
ル未満のもの	
(4) 床面積の合計が	19,000円
300平方メート	
ル以上1,000	
平方メートル未満	
のもの	
(ウ) 床面積の合計が	31,000円
1,000平方メ	
ートル以上2, 0	
00平方メートル	
未満のもの	
(エ) 床面積の合計が	94,000円
2,000平方メ	
ートル以上5,0	
00平方メートル	
未満のもの	
(オ) 床面積の合計が	149,000
5,000平方メ	円
ートル以上10,	
000平方メート	
ル未満のもの	
(カ) 床面積の合計が	188,000
10,000平方	円
メートル以上25	
,000平方メー	
トル未満のもの	
(*) 床面積の合計が	235,000
25,000平方	円
メートル以上のも	
0	
(2) 前号以外の場合で、	
省令第1条第1項第2	
号イ(1)及びロ(1)に定め	
る基準に適合するもの	
アー戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が	40,000円
200平方メート	
ル未満のもの	

(4) 床面積の合計が 4	4,000円
200平方メート	,
ル以上のもの	
イ 住宅用途を含む建	
築物の住宅部分	0 0 0 0 111
	0,000円
300平方メート	
ル未満のもの	
(4) 床面積の合計が 1	35,000
300平方メート	円
ル以上2,000	
平方メートル未満	
のもの	
	30,000
2,000平方メ	円
ートル以上5,0	1 1
00平方メートル	
未満のもの	
	30,000
5,000平方メ	円
ートル以上のもの	
(3) 第1号以外の場合で、	
省令第1条第1項第2	
号イ(2)及びロ(2)又は同	
号イ(3)及びロ(3)に定め	
る基準に適合するもの	
アー戸建ての住宅	
	0,000円
200平方メート	0, 00011
ル未満のもの	
	2 0000
	2,000円
200平方メート	
ル以上のもの	
イ 住宅用途を含む建	
築物の住宅部分	
	8,000円
300平方メート	
ル未満のもの	
(4) 床面積の合計が 6	6,000円
300平方メート	
ル以上2,000	
平方メートル未満	
のもの	
	21,000
2,000平方メ	円 円
	户
ートル以上5,0	
00平方メートル	
未満のもの	
	83,000
5,000平方メ	円

	ートル以上のもの
	(4) 第1号以外の場合で、
	省令第1条第1項第1
	号イに定める基準に適
	合する非住宅用途を含
	む建築物の非住宅部分
	ア 床面積の合計が3 267,000
	00平方メートル未 円
	満のもの
	イ 床面積の合計が3 334,000
	00平方メートル以 円
	上1,000平方メ
	エ1,000千万万
	, 000平方メート 円
	ル以上2,000平
	方メートル未満のも
	0
	エ 床面積の合計が2 616,000
	, 000平方メート 円
	ル以上5,000平
	カメートル未満のも
	オ 床面積の合計が5 759,000
	, 000平方メート 円 円
	ル以上10,000
	平方メートル未満の
	₹ <i>0</i>
	カ 床面積の合計が1 898,000
	り、000平方メー 円 円
	トル以上25,00
	0 平方メートル未満
	のもの
	キ 床面積の合計が2 1,024,0
	5,000平方メー 00円
	トル以上のもの
	(5) 第1号以外の場合で、
	省令第1条第1項第1
	号口に定める基準に適
	合する非住宅用途を含
	む建築物の非住宅部分
	ア 床面積の合計が3 102,000
	00平方メートル未 円
	満のもの
	イ 床面積の合計が3 130,000
	00平方メートル以 円
	上1,000平方メ
	ートル未満のもの
	ウ 床面積の合計が1 171,000
	, 000平方メート 円
ı	

消費性能の向上に関する 法律施行規則 <u>第13条</u> の 規定に基づく軽微な変更 に該当していることを証 する書面の交付に対する 手数料	方の 末 の 0 0 0 で 1 で 1 で 2 で 1 1 など 1 で 2 で 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 3 で 4 で 3 で 4 で 5 で 4 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5	277,000円 362,000円 435,000円 510,000円 次の各号に応め 当該各額
---	---	---

(†) 床面積の合計が	115.000	
2,000平方メ	円	
<u>2,000</u> ートル以上5,0	11	
00平方メートル		
未満のもの		
(エ) 床面積の合計が	<u>165,000</u>	
5,000平方メ	<u>円</u>	
ートル以上のもの		
(2) 省令第1条第1項第		
2号イ(2)及びロ(2)に定		
める基準又は第10条		
第2号イ(2)及びロ(2)に		
定める基準に適合する		
<u>もの</u>		
ア 一戸建ての住宅		
(7) 床面積の合計が	10,000円	
200平方メート		
ル未満のもの		
(4) 床面積の合計が	11,000円	
200平方メート		
ル以上のもの		
イ 住宅用途を含む建		
築物の住宅部分		
(7) 床面積の合計が	10 000	
	19,000円	
300平方メート		
ル未満のもの		
(4) 床面積の合計が	<u>33,000円</u>	
300平方メート		
ル以上2,000		
平方メートル未満		
<u>のもの</u>		
(ウ) 床面積の合計が	60,500円	
2,000平方メ		
ートル以上5,0		
00平方メートル		
未満のもの		
(エ) 床面積の合計が	91,500円	
5,000平方メ	31, 00011	
ートル以上のもの		
<u>- </u>		
<u>2 号イ(1)及び口(1)に定</u>		
める基準と同号イ(2)及		
<u> びロ(2)に定める基準又</u>		
は第10条第2号イ(2)		
及び口(2)に定める基準		
を併用するもの		
ア 一戸建ての住宅		
(7) 床面積の合計が	14,500円	
200平方メート		
ル未満のもの		
· ·		

	•
(4) 床面積の合計が	16,500円
200平方メート	
<u>ル以上のもの</u>	
イ 住宅用途を含む建	
築物の住宅部分	
(ア) 床面積の合計が	29,500円
300平方メート	
ル未満のもの	
(イ) 床面積の合計が	50,000円
300平方メート	
ル以上2,000	
平方メートル未満	
<u>のもの</u>	
(が) 床面積の合計が	87,500円
2,000平方メ	
<u>ートル以上5,0</u>	
00平方メートル	
未満のもの	
(エ) 床面積の合計が	<u>128,000</u>
5,000平方メ	<u>円</u>
<u>ートル以上のもの</u>	
(<u>4</u>) 省令 <u>第1条第1項第</u>	
<u>1 号イ</u> に定める基準に	
適合する同号に規定す	
る建築物	
ア〜キ [略]	[略]
(<u>5</u>) 省令 <u>第1条第1項第</u>	
<u>1号ロ</u> に定める基準に	
適合する同号に規定す	
る建築物	
ア〜キ [略]	[略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)。ただし、第2項の2においては当該建築に係る部分の床面積。

(3) • (4) [略]

- 2·3 [略]
- 4 第2項の2において「その他の認定等」と は、次に掲げる認定又は書面の交付をいう。

(1) 省令第1条第1号イ に定める基準に適合す る同号に規定する建築 物 ア〜キ [略] [略] (2) 省令第1条第1号ロ に定める基準に適合す る同号に規定する建築 物 ア〜キ [略] [略]

備考

- 1 法第6条第1項又は第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認の申請又は計画の通知を行う場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3)・(4) [略] 2・3 [略]

- (1) 長期優良住宅法第6条第1項の規定によ る長期優良住宅建築等計画の認定又は品確 法第6条の2第5項に規定する確認書若し くは住宅性能評価書の交付
- (2) 都市低炭素化促進法第54条第1項の規 定による低炭素建築物新築等計画の認定
- (3) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に よる建築物エネルギー消費性能向上計画の 認定
- <u>5</u> [略]
- 6 [略]
- <u>7</u> [略]
- 8 第73項第1号イ及び第3号イ、第74項 第1号イ及び第3号イ、第75項第1号イ、 第2号イ及び第4号イ、第77項第1号イ、 第2号イ及び第4号イ、並びに第79項第1 号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」 とは、省令第4条第3項第2号の規定により 設計一次エネルギー消費量を算出した場合に おいては、共用部分の床面積を除いたものと する。
- <u>4</u> [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 第75項第1号イ及び第2号イ、第77項 第1号イ及び第2号イ並びに第79項第1号 イ、第2号イ及び第3号イにおいて「床面積 の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規 定により設計一次エネルギー消費量を算出し た場合においては、共用部分の床面積を除い たものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例(次項において「 改正後の条例」という。)の規定(別表第1項(計画を変更して建築物を建築する 場合に限る。)、第2項の2(計画を変更して建築物を建築する場合に限る。)、 第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定を除く。)は、この条例の施行の 日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事 務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1項(計画を変更して建築物を建築する場合に限る。)、第2項の2(計画を変更して建築物を建築する場合に限る。)、第5項、第6項、第7項の2及び第10項の規定は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物に関する事務に係る手数料について適用し、同日前にその工事に着工した建築物に関する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第40号

さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例の制定について さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。 令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市合併振興基金条例を廃止する条例 さいたま市合併振興基金条例(平成13年さいたま市条例第292号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年3月27日から施行する。

議案第41号

さいたま市文化財保存活用基金条例の制定についてさいたま市文化財保存活用基金条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市文化財保存活用基金条例

(設置)

第1条 文化財の保存及び活用に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、 さいたま市文化財保存活用基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上 した額とする。
 - (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
 - (2) 市の積立金額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

第6条 基金は、文化財の保存及び活用に関する事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例の制定について さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例

(設置)

第1条 ゼロカーボンシティの実現及び生物多様性の保全の推進に関する事業の実施 に必要な経費の財源に充てるため、さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金(以 下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額で、一般会計歳入歳出予算に計上 した額とする。
 - (1) 前条の設置目的に対する寄附金額
 - (2) 市の積立金額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編 入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

第6条 基金は、ゼロカーボンシティの実現及び生物多様性の保全の推進に関する事

業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第43号

さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例の制定について さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例を次のように定める。 令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例を廃止する条例 さいたま市一般廃棄物処理施設整備基金条例(平成13年さいたま市条例第95号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和7年3月27日から施行する。

議案第44号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条 例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年さいたま市 条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限)

第10条 「略]

2 委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子 のある教職員が、教育委員会規則で定めるところ により、当該子を養育するために請求した場合に は、当該請求をした教職員の業務を処理するため の措置を講じることが著しく困難であるときを除 き、第8条第2項及び前条に規定する勤務(災害 その他避けることのできない事由に基づく臨時の 勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはな らない。

3 「略]

4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規

改正前

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限)

第10条 「略]

2 委員会は、<u>3歳に満たない</u>子のある教職員が、 教育委員会規則で定めるところにより、当該子を 養育するために請求した場合には、当該請求をし た教職員の業務を処理するための措置を講じるこ とが著しく困難であるときを除き、第8条第2項 及び前条に規定する勤務(災害その他避けること のできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項 において同じ。)をさせてはならない。

3 「略]

4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する教職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規

定により教職員が当該教職員との間における同項 に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判 所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。)であって、 当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭 和22年法律第164号)第27条第1項第3号 の規定により同法第6条の4第2号に規定する養 子縁組里親である教職員に委託されている児童そ の他これらに準じる者として教育委員会規則で定 める者を含む。以下この条において同じ。)のあ る教職員(教職員の配偶者で当該子の親であるも のが、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで の間をいう。以下この項において同じ。) におい て常態として当該子を養育することができるもの として教育委員会規則で定める者に該当する場合 における当該教職員を除く。) が、教育委員会規 則で定めるところにより、当該子を養育する」と あり、及び前2項中「小学校就学の始期に達する までの子のある教職員が、教育委員会規則で定め るところにより、当該子を養育する」とあるのは、 「要介護者のある教職員が、教育委員会規則で定 めるところにより、当該要介護者を介護する」と、 第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午 後10時から翌日の午前5時までの間をいう。) における」と、第2項中「当該請求をした教職員 の業務を処理するための措置を講じることが著し く困難である」とあるのは「校務の運営に支障が ある」と読み替えるものとする。

定により教職員が当該教職員との間における同項 に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判 所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が 裁判所に係属している場合に限る。)であって、 当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭 和22年法律第164号)第27条第1項第3号 の規定により同法第6条の4第2号に規定する養 子縁組里親である教職員に委託されている児童そ の他これらに準じる者として教育委員会規則で定 める者を含む。以下この条において同じ。) のあ る教職員(教職員の配偶者で当該子の親であるも のが、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで の間をいう。以下この項において同じ。) におい て常態として当該子を養育することができるもの として教育委員会規則で定める者に該当する場合 における当該教職員を除く。) が、教育委員会規 則で定めるところにより、当該子を養育する」と あり、第2項中「3歳に満たない子のある教職員 が、教育委員会規則で定めるところにより、当該 子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学 の始期に達するまでの子のある教職員が、教育委 員会規則で定めるところにより、当該子を養育す る」とあるのは、「要介護者のある教職員が、教 育委員会規則で定めるところにより、当該要介護 者を介護する」と、第1項中「深夜における」と あるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時 までの間をいう。) における」と、第2項中「当 該請求をした教職員の業務を処理するための措置 を講じることが著しく困難である」とあるのは「 校務の運営に支障がある」と読み替えるものとす る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第45号

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(退職手当の支払の差止め)

- 第27条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

$2 \sim 4$ [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当該支払 差止処分を取り消さなければならない。ただし、 第3号に該当する場合において、当該支払差止処 分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその 他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明 らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

改正前

(退職手当の支払の差止め)

- 第27条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 「略]

$2 \sim 4$ [略]

- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を 行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれか に該当するに至った場合には、速やかに当該支払 差止処分を取り消さなければならない。ただし、 第3号に該当する場合において、当該支払差止処 分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその 他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明 らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) [略]

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該 支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係 る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁 刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が 確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない 処分があった場合であって、次条第1項の規定 による処分を受けることなく、当該判決が確定 した日又は当該公訴を提起しない処分があった 日から6月を経過した場合
- (3) 「略]

6~10 [略]

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退 職手当の支給制限)

- 第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われていない場合に おいて、次の各号のいずれかに該当するときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を した者(第1号又は第2号に該当する場合におい て、当該退職をした者が死亡したときは、当該一 般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継し た者)に対し、第26条第1項に規定する事情及 び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退 職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退 職手当等の全部又は一部を支給しないこととする 処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に 起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退 職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 「略]

 $2 \sim 6$ 「略]

(退職をした者の退職手当の返納)

第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般 | 第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般 の退職手当等の額が支払われた後において、次の 各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係 る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、 第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職 をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の支給を受けていなければ第24条にお いてその例によることとされるさいたま市職員退 職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。 以下「市職員退職手当条例」という。) 第16条 第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当 の支給を受けることができた者(次条第1項及び 第31条において「失業手当受給可能者」という。) であった場合には、これらの規定により算出さ

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該 支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係 る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮 以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確 定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処 分があった場合であって、次条第1項の規定に よる処分を受けることなく、当該判決が確定し た日又は当該公訴を提起しない処分があった日 から6月を経過した場合
- (3) 「略]

 $6 \sim 10$ [略]

> (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職 手当の支給制限)

- 第28条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る 一般の退職手当等の額が支払われていない場合に おいて、次の各号のいずれかに該当するときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職を した者(第1号又は第2号に該当する場合におい て、当該退職をした者が死亡したときは、当該一 般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継し た者)に対し、第26条第1項に規定する事情及 び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退 職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退 職手当等の全部又は一部を支給しないこととする 処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に 起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中 の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退 職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 「略]

 $2\sim6$ 「略〕

(退職をした者の退職手当の返納)

の退職手当等の額が支払われた後において、次の 各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係 る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し 第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職 をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の支給を受けていなければ第24条にお いてその例によることとされるさいたま市職員退 職手当条例(平成13年さいたま市条例第46号。 以下「市職員退職手当条例」という。) 第16条 第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当 の支給を受けることができた者(次条第1項及び 第31条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出さ れる金額(次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ たとき。

(2) • (3) 「略]

 $2\sim6$ 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額 の納付)

第31条 [略]

2 • 3 「略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5~8 「略]

附則

 $1 \sim 7$ 「略]

(在職期間の通算の特例)

8 施行日以後にこの条例の適用を受けることとな った者(附則第4項の規定の適用を受ける教職員 を除く。)で、昭和60年3月31日に日本たば こ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附 則第12条第1項の規定による解散前の日本専売 公社の職員として在職していた者が、引き続いて 日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引 き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職 した後教職員となった場合又は同日に日本電信電 話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第8 5号) 附則第4条第1項の規定による解散前の日 本電信電話公社の職員として在職していた者が、 引き続いて日本電信電話株式会社(同法第1条の 2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。 以下この項において同じ。)の職員となり、かつ、 引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職 した後教職員となった場合におけるその者の退職 れる金額(次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に 係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた とき。

(2) • (3) 「略]

 $2 \sim 6$ 「略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額 の納付)

第31条 [略]

2·3 「略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第29条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5~8 [略]

附則

 $1 \sim 7$ 「略]

(在職期間の通算の特例)

8 施行日以後にこの条例の適用を受けることとな った者(附則第4項の規定の適用を受ける教職員 を除く。)で、昭和60年3月31日に日本たば こ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附 則第12条第1項の規定による解散前の日本専売 公社の職員として在職していた者が、引き続いて 日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引 き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職 した後教職員となった場合又は同日に日本電信電 話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第8 5号) 附則第4条第1項の規定による解散前の日 本電信電話公社の職員として在職していたものが、 引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、 かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員とし て在職した後教職員となった場合におけるその者 の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に ついては、その者の同日までのたばこ事業法等の

手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について は、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年 法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社 法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第 5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当 法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に 規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭 和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社 又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期 間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日 本電信電話株式会社を退職したことにより退職手 当(これに相当する給付を含む。)の支給を受け ているときは、この限りでない。

9 • 1 0 「略]

- 11 施行日以後にこの条例の適用を受けることと なった者(附則第4項の規定の適用を受ける教職 員を除く。)で、平成16年3月31日に国立大 学法人法(平成15年法律第112号)附則別表 の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。) の職員として在職したものが、同法附則第4条の 規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2 条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項 に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同 じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法 人等の職員として在職した後引き続いて教職員と なった場合におけるその者の退職手当の算定の基 礎となる勤続期間の計算については、その者の国 立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間 を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が国立大学法人等を退職したこと により退職手当(これに相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。
- 12 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者(附則第4項の規定の適用を受ける名教職員を除く。)で、旧機関の職員が、第18条第5項に規定する事由によって引き続いて教職員となり、かつ、引き続いて教職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合その他これに類する場合として委員会が定める場合として表して、その者の教職員として委員会が定当を表別法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、委員会が定める場合を除き、この条例の規定による退

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

9 • 1 0 [略]

- 11 施行日以後にこの条例の適用を受けることと なった者(附則第4項の規定の適用を受ける教職 員除く。)で、平成16年3月31日に国立大学 法人法(平成15年法律第112号)附則別表第 1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。) の職員として在職したものが、同法附則第4条 の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第 2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下 同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学 法人等の職員として在職した後引き続いて教職員 となった場合におけるその者の退職手当の算定の 基礎となる勤続期間の計算については、その者の 国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期 間を教職員としての引き続いた在職期間とみなす。 ただし、その者が国立大学法人等を退職したこと により退職手当(これに相当する給付を含む。) の支給を受けているときは、この限りでない。
- 12 施行日以後にこの条例の適用を受けることとなった者(附則第4項の規定の適用を受ける教職員を除く。)で、旧機関の職員が、第18条第5項に規定する事由によって引き続いて教職員となり、かつ、引き続いて教職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合その他これに類する場合として委員会が定める場合として、その者の教職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国党法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に会がである場合を除き、この条例の規定による退職手

職手当は、支給しない。	当は、支給しない。
13~31 [略]	13~31 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、附則第8項、第11項及 び第12項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪に つき起訴をされた者は、この条例による改正後のさいたま市教職員退職手当条例第 27条第1項及び第5項、第28条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第 31条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につ き起訴をされた者とみなす。

議案第46号

さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定についてさいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第1条 さいたま市立学校設置条例(平成13年さいたま市条例第113号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表(第2条関係)			別	別表(第2条関係)					
	[略]					[略]			
	中学校					中学校			
	名	称	位	置		名	称	位	置
	[略]					[略]			
	さいたま市	立美園南中	[略]			さいたま市	立美園南中	[略]	
	学校					学校			
	さいたま市	立いろどり	さいたます	5浦和区岸					
	学園中学部		町6丁目1	3番15					
			号						
	[略]					[略]			
						- · -			

(さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例 第59号)の一部を次のように改正する。

別表の改正を次のように改める。

別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
小学校	小学校

名 称		位	置
[略]			
さいたま市立美園北	Ł	[略]	
小学校			
さいたま市立大和田	3	さいたま市	見沼区大
小学校		和田町1丁	目200
		0番地	
さいたま市立いろと		さいたま市	5浦和区岸
り学園小学部		町6丁目1	3番15
		号	
[略]			

名	称	位	置
[略]			
さいたま市立	Z美園北	[略]	
小学校			

「略]

(さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例(令和5年さいたま市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(学校給食の実施)	(学校給食の実施)		
第3条 市は、さいたま市立学校設置条例(平成1	第3条 市は、さいたま市立学校設置条例(平成1		
3年さいたま市条例第113号)別表に規定する	3年さいたま市条例第113号) 別表に規定する		
学校 (さいたま市立いろどり学園小学部及びさい	学校(高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。		
<u>たま市立いろどり学園中学部並びに</u> 高等学校(中)を除く。)において、学校給食を実施するもの		
等教育学校の後期課程を含む。)を除く。)にお	とする。		
いて、学校給食を実施するものとする。			

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第47号

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例の制定について さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立浦和大里小学校プール使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲内で、さいたま市立浦和大里小学校のプール(以下「プール」という。)をさいたま市都市公園条例の一部を改正する条例(令和5年さいたま市条例第57号)第2条の規定により廃止された沼影公園屋内プールの機能を代替するための施設としてスポーツ及びレクリエーションの活動のために使用する場合に係る使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

- 第2条 使用料の額は、別表に定める額とする。
- 2 使用料は、前納とする。ただし、前納をした使用料に不足額が生じた場合は、退場時に精算しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不環付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、プールの開場日、開場時間その他この条例の 施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分		金額		摘要		
	一般	1回につき44(1 専用使用は、通			
通常使用	児童・生	1回につき22(常使用に支障のな			
	徒		い場合に限る。			
		1コース1時間	時間外使用1時	2 幼児の使用につ		
	一般	につき660円	間につき660	いては、付添人が		
 専用使用			円	ある場合に限る。		
守用使用 	児童・生	1コース1時間	時間外使用1時			
	児里・生 徒	につき320円	間につき320			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		円			

備考

- 1 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒 並びにこれらの者を中心に構成される法人その他の団体をいい、「一般」とは、 児童・生徒及び義務教育諸学校に就学前の幼児以外のものをいう。
- 2 「専用」とは、団体(10人以上の者が合同してプールを使用する者の集団 をいう。)が同一のコースを使用する場合をいう。
- 3 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の表の金額にそれぞ れ当該金額100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 4 時間外使用に係る使用料は、プールの使用の許可に係る使用時間を超過した 場合に徴収する。この場合において、当該使用時間が1時間に満たないときは、 1時間とする。
- 5 使用料は、上記の表の金額から割引をした額をもって市長が発行する回数券 により支払うことができる。

議案第48号

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市民生委員定数条例(平成26年さいたま市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条		
の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を1	の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1</u>		
<u>, 476人</u> とする。	<u>, 469人</u> とする。		

附則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第49号

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する 条例

(さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さい たま市条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(職員の配置の基準)

第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かな 第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を 置かないことができる。

(1)~(5) 「略]

- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 「略]
- 2 [略]

(職員の配置の基準)

ければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を 置かないことができる。

(1)~(5) 「略]

(6) 栄養士又は管理栄養士

改正前

(職員の配置の基準)

ければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を 置かないことができる。

(1)~(5) 「略]

- (6) 栄養士
- (7) 「略]
- [略]

(職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かな | 第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かな ければならない。ただし、調理業務の全部を委託 する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を 置かないことができる。

(1)~(5) 「略]

(6) 栄養士

(7)	[略]	(7)	[略]
2	[略]	2	[略]

(さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

安正後

(職員の配置の基準)

- 第12条 養護老人ホームに置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老 人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老 人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士 又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養 護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の栄養士又は管理栄養士を、 調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。
 - (1)~(5) 「略]
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1以上
 - (7) [略]

$2 \sim 1.1$ 「略]

- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しく は管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>若し</u> <u>くは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従 業者

改正前

(職員の配置の基準)

- 第12条 養護老人ホームに置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老 人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老 人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士 との連携を図ることにより当該養護老人ホームの 効果的な運営を期待することができ、かつ、入所 者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては 第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養 護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かな いことができる。
 - (1)~(5) 「略]
 - (6) 栄養士 1以上
 - (7) [略]

$2 \sim 1.1$ 「略]

- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は 調理員、事務員その他の従業者

- (3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は 調理員、事務員その他の従業者
- (4) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100 以上の病院の場合に限る。)
- (5) 「略]

- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その 他の従業者
- (4) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場 合に限る。)
- (5) 「略]

(さいたま市特別養護者人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成2 4年さいたま市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(職員の配置の基準)

第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及び その員数は、次のとおりとする。ただし、入所定 員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっ ては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養 士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホ ームの効果的な運営を期待することができる場合 であって、入所者の処遇に支障がないときは、第 5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことがで きる。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(6) • (7) 「略]

 $2 \sim 7$ [略]

(職員の配置の基準)

に掲げる職員を置かなければならない。ただし、 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との 連携を図ることにより当該地域密着型特別養護者 人ホームの効果的な運営を期待することができる 場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、 第5号の栄養士又は管理栄養士を置かないことが できる。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(5) 栄養士又は管理栄養士 1以上

改正前

(職員の配置の基準)

第11条 特別養護老人ホームに置くべき職員及び その員数は、次のとおりとする。ただし、入所定 員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっ ては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図 ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な 運営を期待することができる場合であって、入所 者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を 置かないことができる。

(1)~(4) 「略]

(5) 栄養士 1以上

(6) • (7) 「略]

 $2 \sim 7$ [略]

(職員の配置の基準)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次 に掲げる職員を置かなければならない。ただし、 他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ること により当該地域密着型特別養護老人ホームの効果 的な運営を期待することができる場合であって、 入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養 士を置かないことができる。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

(5) 栄養士 1以上

(6) • (7) 「略]

2~8 [略]

- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士<u>若</u> しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員 、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士<u>若し</u> <u>くは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法 士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (3) 介護医療院 栄養士<u>若しくは管理栄養士</u>又は 調理員、事務員その他の従業者
 - (4) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100 以上の病院の場合に限る。)

(5) [略]

10・11 [略]

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サ ービス条例第91条第1項に規定する指定通所介 護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又はさ いたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年 さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型 サービス条例」という。) 第60条の3第1項に 規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは 指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規 定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を 行う事業所若しくはさいたま市指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基 準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第 74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス 条例」という。) 第6条第1項に規定する併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う 事業所が併設される場合においては、当該併設さ れる事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄 養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者 については、当該地域密着型特別養護老人ホーム の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能 訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員によ り当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると 認められるときは、これを置かないことができる。

13~15 [略]

(6) • (7) 「略]

2~8 「略]

- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理 学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務 員その他の従業者
 - (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その 他の従業者
 - (4) 病院 栄養士 (病床数100以上の病院の場合に限る。)
 - (5) 「略]

10・11 「略]

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サ ービス条例第91条第1項に規定する指定通所介 護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又はさ いたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年 さいたま市条例第73号。以下「指定地域密着型 サービス条例」という。)第60条の3第1項に 規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは 指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規 定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を 行う事業所若しくはさいたま市指定地域密着型介 護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基 準等に関する条例(平成24年さいたま市条例第 74号。以下「指定地域密着型介護予防サービス 条例」という。) 第6条第1項に規定する併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う 事業所が併設される場合においては、当該併設さ れる事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導 員又は調理員その他の従業者については、当該地 域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養 士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の 職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かないこと ができる。

13~15 「略]

(さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(職員配置の基準)

- 第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は</u> 管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運 営を期待することができる軽費老人ホーム(入所 者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を、 調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっ ては第6号の調理員を置かないことができる。
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
 - (5) (6) 「略]
- $2 \sim 9$ [略]
- 10 第1項第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>及び同 項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常 勤でなければならない。
- 11~13 [略]

改正前

(職員配置の基準)

- 第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が 40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との 連携を図ることにより効果的な運営を期待するこ とができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサ ービスに支障がない場合に限る。)にあっては第 4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費 老人ホームにあっては第6号の調理員を置かない ことができる。
 - (1)~(3) [略]
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) (6) 「略]
- $2 \sim 9$ [略]
- 10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。
- 11~13 [略]

(さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例(平成24年さいたま市条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事)	(食事)
第88条 [略]	第88条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合	4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合
であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理	であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かな
<u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の	いときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の
算定及び調理の方法について保健所等の指導を受	方法について保健所等の指導を受けるよう努めな
けるよう努めなければならない。	ければならない。

(さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一 部改正)

第6条 さいたま市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (平成24年さいたま市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

改正前

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

以正夜	· 文 正 刊
(食事)	(食事)
第38条 [略]	第38条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

第7条 さいたま市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年さいたま市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(食事)	(食事)	
第45条 [略]	第45条 [略]	
2 • 3 [略]	2・3 [略]	
4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士 <u>又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	

(さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 さいたま市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(食事)	(食事)
第30条 [略]	第30条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であ	5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であ
って、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を	って、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、
置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び	献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法につい
調理の方法について保健所等の指導を受けるよう	て保健所等の指導を受けるよう努めなければなら

(さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の 一部改正)

第9条 さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条 例(平成24年さいたま市条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

- 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支 第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支 援事業所(児童発達支援センターであるものに限 る。以下この条において同じ。) に置くべき従業 者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、 40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援 事業所にあっては第3号の栄養士又は管理栄養士 を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援 事業所にあっては第4号の調理員を置かないこと ができる。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 栄養士又は管理栄養士 1以上
 - (4) (5) 「略]

$2 \sim 6$ [略]

- 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項 に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援 事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援 の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に 当たる者でなければならない。ただし、障害児の 支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士 又は管理栄養士及び同項第4号の調理員について は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従 事させることができる。
- 8・9 「略]

改正前

- 援事業所(児童発達支援センターであるものに限 る。以下この条において同じ。) に置くべき従業 者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、 40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援 事業所にあっては第3号の栄養士を、調理業務の 全部を委託する指定児童発達支援事業所にあって は第4号の調理員を置かないことができる。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) (5) [略]

$2\sim6$ [略]

- 7 第1項(第1号を除く。)、第2項及び第4項 に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援 事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援 の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に 当たる者でなければならない。ただし、障害児の 支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士 及び同項第4号の調理員については、併せて設置 する他の社会福祉施設の職務に従事させることが できる。
- 8 9 「略]

(さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の

一部改正)

第10条 さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年さいたま市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(従業者の員数)

- 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養土を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
 - $(1)\sim(3)$ 「略]
 - (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上
 - (5) (6) 「略]
- 2 · 3 [略]
- 4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

改正前

(従業者の員数)

- 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
 - (1)~(3) 「略]
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) (6) 「略]
- 2 3 [略]
- 4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規 定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所 施設の職務に従事する者でなければならない。た だし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項 第4号の栄養士及び同項第5号の調理員について は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従 事させることができる。

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 さいたま市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。

- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。 (2)
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(職員)

第27条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる 乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経 験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職 員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士 及び調理員を置かなければならない。ただし、調 理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を 置かないことができる。

$2 \sim 7$ 「略]

(職員)

第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医√第56条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、 保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄 養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所 している施設にあっては看護師を置かなければな らない。ただし、児童40人以下を入所させる施 設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務 の全部を委託する施設にあっては調理員を置かな いことができる。

$2 \sim 7$ 「略]

(職員)

主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入 所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児 童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理 員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援 又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として 児童福祉施設府令第49条第1項に規定するこど も家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。) を置かなければならない。ただし、児童40人以 下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄 養士を、調理業務の全部を委託する施設にあって は調理員を置かないことができる。

2 · 3 「略]

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入 所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及 び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護 師をいう。以下この条及び第80条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人 以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理 栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっ ては調理員を置かないことができる。

改正前

(職員)

第27条 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる 乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経 験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職 員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置 かなければならない。ただし、調理業務の全部を 委託する施設にあっては調理員を置かないことが できる。

$2 \sim 7$ 「略]

(職員)

保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄 養士及び調理員並びに乳児が入所している施設に あっては看護師を置かなければならない。ただし、 児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養 士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては 調理員を置かないことができる。

$2 \sim 7$ 「略]

(職員)

第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を | 第66条 主として知的障害のある児童(自閉症を 主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。)を除く。次項及び第3項において同じ。)を入 所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児 童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達 支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所 支援の提供の管理を行う者として児童福祉施設府 令第49条第1項に規定するこども家庭庁長官が 定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければ ならない。ただし、児童40人以下を入所させる 施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託 する施設にあっては調理員を置かないことができ る。

2 • 3 「略]

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入 所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及 び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護 師をいう。以下この条及び第80条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人 以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理 業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置 かないことができる。

$5 \sim 1 \ 1$ 「略]

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職 員及び看護職員を置かなければならない。ただし 児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養 士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置かないことができる。

13~15 [略]

(職員)

- 第80条 児童発達支援センターには、嘱託医、児 童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理 員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活 を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓 練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練 を担当する職員をいう。以下同じ。) を、日常生 活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼 吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭 庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。)を 恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療 的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置か なければならない。ただし、次に掲げる施設及び 場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置 かないことができる。
 - (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は 管理栄養士

 $(2)\sim(5)$ 「略]

 $2 \sim 5$ 「略]

(職員)

第90条 児童心理治療施設には、医師、心理療法 | 第90条 児童心理治療施設には、医師、心理療法 担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対 応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄 養士及び調理員を置かなければならない。ただし、 調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理 員を置かないことができる。

 $2 \sim 6$ 「略]

(職員)

第98条 児童自立支援施設には、児童自立支援専 門員(児童自立支援施設において児童の自立支援 を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員 (児童自立支援施設において児童の生活支援を行 う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の 診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別 対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理 栄養士並びに調理員を置かなければならない。た だし、児童40人以下を入所させる施設にあって は栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委

5~11 「略]

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職 員及び看護職員を置かなければならない。ただし 児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養 士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては 調理員を置かないことができる。

 $1.3 \sim 1.5$ 「略]

(職員)

- | 第80条 児童発達支援センターには、嘱託医、児 童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達 支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要 な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日 常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員 をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活 を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸 管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める 医療行為をいう。以下同じ。) を恒常的に受ける ことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場 合には看護職員を、それぞれ置かなければならな い。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、そ れぞれ当該各号に定める職員を置かないことがで きる。
 - (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士

 $(2)\sim(5)$ 「略]

 $2\sim5$ 「略]

(職員)

担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対 応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員 を置かなければならない。ただし、調理業務の全 部を委託する施設にあっては、調理員を置かない ことができる。

 $2 \sim 6$ 「略]

(職員)

|第98条 児童自立支援施設には、児童自立支援専 門員(児童自立支援施設において児童の自立支援 を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員 (児童自立支援施設において児童の生活支援を行 う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の 診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別 対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調 理員を置かなければならない。ただし、児童40 人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調 理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を 託する施設にあっては調理員を置かないことがで | 置かないことができる。 きる。

 $2\sim6$ 「略]

 $2\sim6$ 「略]

(さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和6年さ いたま市条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。 (2)
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(職員)

(職員)

第18条 一時保護施設には、児童指導員(児童の 生活指導を行う者をいう。次項及び第21条にお いて同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(国家戦 略特別区域法(平成25年法律第107号)第1 2条の5第5項に規定する事業実施区域内にある 一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実 施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項 において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応 職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調 理員を置かなければならない。ただし、児童10 人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別 対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設に あっては学習指導員を、児童40人以下を入所さ せる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養 士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては 調理員を置かないことができる。

 $2 \sim 4$ 「略]

附則

1 • 2 「略]

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の 事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の 職員体制につき、この条例に定める基準により難 いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月3 1日まで、これによらないことができる。この場 合においては、児童福祉施設設備運営基準第42

第18条 一時保護施設には、児童指導員(児童の 生活指導を行う者をいう。次項及び第21条にお いて同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(国家戦 略特別区域法(平成25年法律第107号)第1 2条の5第5項に規定する事業実施区域内にある 一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実 施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項 において同じ。)、心理療法担当職員、個別対応 職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなけ ればならない。ただし、児童10人以下を入所さ せる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学 習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指 導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施 設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託す る施設にあっては調理員を置かないことができる。

改正前

 $2\sim4$ 「略]

附則

1 • 2 「略]

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の 事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の 職員体制につき、この条例で定める規定により難 いときは、当該一時保護施設は、令和8年3月3 1日まで、これによらないことができる。この場 合においては、児童福祉施設設備運営基準第42 条及び第46条の規定を準用する。

4 「略] 条及び第46条の規定を準用する。

「略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成2 6年さいたま市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(食事の提供の特例)

- 者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家 庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提 供について、次項に規定する施設(以下「搬入施 設」という。) において調理し家庭的保育事業所 等に搬入する方法により行うことができる。この 場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該 食事の提供について当該方法によることとしても なお当該家庭的保育事業所等において行うことが 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有 する設備を備えなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、 保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、 献立等について栄養の観点からの指導が受けら れる体制にある等、栄養士又は管理栄養士によ る必要な配慮が行われること。

(3)~(5) 「略]

2 「略] 改正前

(食事の提供の特例)

- 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業 第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業 者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家 庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提 供について、次項に規定する施設(以下「搬入施 設」という。)において調理し家庭的保育事業所 等に搬入する方法により行うことができる。この 場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該 食事の提供について当該方法によることとしても なお当該家庭的保育事業所等において行うことが 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有 する設備を備えなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、 保健所、市等の栄養士により、献立等について 栄養の観点からの指導が受けられる体制にある 等、栄養士による必要な配慮が行われること。

 $(3)\sim(5)$ 「略]

「略]

(さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 の一部改正)

第14条 さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関す る条例(平成24年さいたま市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第135条 指定短期入所生活介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所 生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定 短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下こ の節から第5節までにおいて「短期入所生活介護 従業者」という。)及びその員数は、次のとおり とする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生 活介護事業所において同時に指定短期入所生活介 護の提供を受けることができる利用者(当該指定 短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所 生活介護事業者(指定介護予防サービス条例第1 17条第1項に規定する指定介護予防短期入所生 活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ て受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指 定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー ビス条例第116条に規定する指定介護予防短期 入所生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定短期入所生 活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用 者。以下この節及び次節並びに第152条におい て同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第 4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指 定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会 福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図 ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の 効果的な運営を期待することができる場合であっ て、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の 栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

 $(5) \cdot (6)$ 「略]

2~8 「略]

(従業者の員数)

第135条 指定短期入所生活介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所 生活介護事業所」という。) ごとに置くべき指定 短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下こ の節から第5節までにおいて「短期入所生活介護 従業者」という。)及びその員数は、次のとおり とする。ただし、利用定員(当該指定短期入所生 活介護事業所において同時に指定短期入所生活介 護の提供を受けることができる利用者(当該指定 短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所 生活介護事業者(指定介護予防サービス条例第1 17条第1項に規定する指定介護予防短期入所生 活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ て受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指 定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サー ビス条例第116条に規定する指定介護予防短期 入所生活介護をいう。以下同じ。) の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定短期入所生 活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用 者。以下この節及び次節並びに第152条におい て同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第 4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指 定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会 福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当 該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を 期待することができる場合であって、利用者の処 遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かな いことができる。

改正前

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 栄養士 1以上

(5) • (6) [略]

2~8 「略]

(従業者の員数)

第168条の5 基準該当短期入所生活介護事業者 第168条の5 基準該当短期入所生活介護事業者

が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4) · (5) 「略]

 $2 \sim 5$ [略]

(従業者の員数)

- 第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所 療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「 短期入所療養介護従業者」という。)及びその員 数は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介 護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介 護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章におい て同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法 士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の 員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所 療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介 護事業者(指定介護予防サービス条例第154 条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養 介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ て受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と 指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防 サービス条例第153条に規定する指定介護予 防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事 業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における指 定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所 療養介護の利用者。以下この条及び第182条 において同じ。) を当該介護老人保健施設の入 所者とみなした場合における法に規定する介護 老人保健施設として必要とされる数が確保され るために必要な数以上とする。
 - (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職

が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 栄養士 1以上

(4) · (5) 「略]

 $2\sim5$ 「略]

(従業者の員数)

- 第170条 指定短期入所療養介護の事業を行う者 (以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所 療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定 短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「 短期入所療養介護従業者」という。)及びその員 数は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介 護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介 護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章におい て同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法 士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞ れ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者 が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定 介護予防サービス条例第154条第1項に規定 する指定介護予防短期入所療養介護事業者をい う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短 期入所療養介護(指定介護予防サービス条例第 153条に規定する指定介護予防短期入所療養 介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事 業所において一体的に運営されている場合にあ っては、当該事業所における指定短期入所療養 介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用 者。以下この条及び第182条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした 場合における法に規定する介護老人保健施設と して必要とされる数が確保されるために必要な 数以上とする。
 - (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職

員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士<u>又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (3) 「略]
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 2 「略]

員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院 又は診療所として必要とされる数が確保される ために必要な数以上とする。

- (3) 「略]
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 2 「略]

(さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例の一部改正)

第15条 さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に 関する条例(平成24年さいたま市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(従業者の員数)

第117条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護発者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ

改正前

(従業者の員数)

第117条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護発者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス条例第135条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せ

て受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の 事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス 条例第134条に規定する指定短期入所生活介護 をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定介護予防短期入所生活介 護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この 節及び次節並びに第127条において同じ。)の 数の上限をいう。以下この節から第4節までにお いて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短 期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉 施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図るこ とにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業 所の効果的な運営を期待することができる場合で あって、利用者の処遇に支障がないときは、第4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができ る。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

 $(5) \cdot (6)$ 「略]

2~8 「略]

(従業者の員数)

第152条の5 基準該当介護予防短期入所生活介 護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所ごとに置くべき従業者(以下この節において 「介護予防短期入所生活介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会 福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図 ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活 介護事業所の効果的な運営を期待することができ る場合であって、利用者の処遇に支障がないとき は、第3号の栄養士又は管理栄養士を置かないこ とができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4) • (5) [略]

 $2 \sim 5$ [略]

(従業員の員数)

- を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養 介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期 入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、 次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入 所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予

て受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の 事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス 条例第134条に規定する指定短期入所生活介護 をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定介護予防短期入所生活介 護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この 節及び次節並びに第127条において同じ。)の 数の上限をいう。以下この節から第4節までにお いて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短 期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉 施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指 定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運 営を期待することができる場合であって、利用者 の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置 かないことができる。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(4) 栄養士 1以上

(5) • (6) 「略]

2~8 [略]

(従業者の員数)

第152条の5 基準該当介護予防短期入所生活介 護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事 業所ごとに置くべき従業者(以下この節において 「介護予防短期入所生活介護従業者」という。) の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会 福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当 該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効 果的な運営を期待することができる場合であって、 利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養 士を置かないことができる。

(1) • (2) 「略]

(3) 栄養士 1以上

(4) • (5) [略]

 $2\sim5$ 「略]

(従業員の員数)

- 第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 | 第154条 指定介護予防短期入所療養介護の事業 を行う者(以下「指定介護予防短期入所療養介護 事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以 下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養 介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期 入所療養介護従業者」という。)及びその員数は、 次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入 所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予

防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬 剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。 以下この章において同じ。)、介護職員、支援 相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指 定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス 条例第170条第1項に規定する指定短期入所 療養介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を 併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養 介護の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅 サービス条例第169条に規定する指定短期入 所療養介護をいう。以下同じ。) の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場 合にあっては、当該事業所における指定介護予 防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護 の利用者。以下この条及び第160条において 同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみ なした場合における法に規定する介護老人保健 施設として必要とされる数が確保されるために 必要な数以上とする。

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 「略]

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期 入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職 員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び 栄養士<u>又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利 用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合 における法に規定する介護医療院として必要と される数が確保されるために必要な数以上とす る。

2 [略]

防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬 剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。 以下この章において同じ。)、介護職員、支援 相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 の員数は、それぞれ、利用者(当該指定介護予 防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養 介護事業者(指定居宅サービス条例第170条 第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者 をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指 定短期入所療養介護(指定居宅サービス条例第 169条に規定する指定短期入所療養介護をい う。以下同じ。) の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定介護予防短期入所療養 介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下 この条及び第160条において同じ。)を当該 介護老人保健施設の入所者とみなした場合にお ける法に規定する介護老人保健施設として必要 とされる数が確保されるために必要な数以上と

(2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

(3) 「略]

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養 介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期 入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職 員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び 栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護 医療院の入所者とみなした場合における法に規 定する介護医療院として必要とされる数が確保 されるために必要な数以上とする。

2 [略]

(さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第16条 さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例(平成24年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(従業者の員数)

第152条 [略]

 $2 \sim 12$ [略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所 介護事業所(指定居宅サービス条例第91条第1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同 じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地 域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対 応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地 域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規 定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 の事業を行う事業所が併設される場合においては、 当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若し くは管理栄養士又は機能訓練指導員については、 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談 員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導 員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行わ れると認められるときは、これを置かないことが できる。

14~17 「略]

(従業者の員数)

第152条 「略]

 $2 \sim 12$ 「略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとさは、これを置かないことができる。

 $14 \sim 17$ [略]

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

議案第50号

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例 等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する 条例等の一部を改正する条例

(さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例(令和元年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第48条 第42条に規定する制限又は停止の命令 に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円 以下の罰金に処する。	

(さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第2条 さいたま市心身障害者扶養共済制度条例(平成14年さいたま市条例第95 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(年金の支給停止)	(年金の支給停止)		
第12条 第10条第1項の規定により年金を支給される心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止する。 (1) [略] (2) <u>拘禁刑</u> に処せられ、刑の執行を受けているとき。	第12条 第10条第1項の規定により年金を支給		
(3) [略]	(3) [略]		

(さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例(平成18年さいたま市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(罰則)	(罰則)
第26条 第21条第2項の規定による命令に違反 した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は20万円以下の 罰金に処する。	第26条 第21条第2項の規定による命令に違反 した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は20万円以下の罰 金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第51号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定に ついて

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例(平成13年さいたま市条例第15 9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
(名称及び位置等)			(名称及び位置等)				
第2条 センターを構成す	る施設の名称及び位置に	す、	第	2条 センターを構成す	る施設の名称及び位置は		
次のとおりとする。			次のとおりとする。				
名称	位置			名称	位置		
障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋6丁目1587番地			障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6丁目1587番地 (児童発達支援セン ターについては、さ いたま市西区三橋6 丁目1450番地1)		
障害者福祉施設みのり			•	障害者福祉施設みのり 園	さいたま市西区三橋 6丁目1450番地 1		
[略]				[略]			
2~4 [略]			2	~4 [略]			

附則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

議案第52号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年さいたま 市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施 │第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、 設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童 自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児 童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基 準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福 祉施設府令」という。)第12条の2に規定する こども家庭庁長官が定める給付金(以下この条に おいて「給付金」という。) の支給を受けたとき は、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる ところにより管理しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ [略]

(乳児院の長の資格等)

当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1 項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行 う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるた めの研修を受けた者であって、人格が高潔で識見 改正前

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該 施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設 の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省 令第63号。以下「児童福祉施設府令」という。) 第12条の2に規定するこども家庭庁長官が定 める給付金(以下この条において「給付金」とい う。) の支給を受けたときは、給付金として支払 を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しな ければならない。

(1)~(4) [略]

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該 当し、かつ、児童福祉施設府令第22条の2第1 項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行 う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるた めの研修を受けた者であって、人格が高潔で識見 が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するも のでなければならない。

(1)~(3) 「略]

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府 令第22条の2第1項第4号に規定するこども 家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了した もの
 - ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児 童福祉司(以下「児童福祉司」という。)と なる資格を有する者にあっては、相談援助業 務(法<u>第13条第3項第3号</u>に規定する相談 援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府 県又は市町村の内部組織における相談援助業 務を含む。)に従事した期間

イ・ウ [略]

2 「略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

- 第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁組織規則(</u>令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センター(以下この条において「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上(人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(次号において「講習課程」という。)を修了した者にあっては、3年以上)従事した者
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が5年以上(人材育成センターが行う講習 課程を修了した者にあっては、3年以上)であ るもの

ア~ウ 「略]

2 「略]

が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するも のでなければならない。

 $(1)\sim(3)$ [略]

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設府 令第22条の2第1項第4号に規定するこども 家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了した もの
 - ア 法<u>第12条の3第2項第4号</u>に規定する児 童福祉司(以下「児童福祉司」という。)と なる資格を有する者にあっては、相談援助業 務(法<u>第13条第3項第2号</u>に規定する相談 援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府 県又は市町村の内部組織における相談援助業 務を含む。)に従事した期間

イ・ウ [略]

2 「略]

(児童自立支援施設の長の資格等)

- 第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条</u>に規定する<u>児童自立支援専門員養成所(以下この条において「養成所」という。)</u>が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(次号において「講習課程」という。)を修了した者にあっては、3年以上)従事した者
 - (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を 有すると認める者であって、次に掲げる期間の 合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了 した者にあっては、3年以上)であるもの

ア~ウ [略]

2 [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例(平成13年さいたま市条例第178号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後				改正前		
別表(第2条関係)			別	別表(第2条関係)			
	名称	位置	定員		名称	位置	定員
	[略]				[略]		
	さいたま市立	さいたま市北区	[略]		さいたま市立	さいたま市北区	[略]
	宮原放課後児	宮原町4丁目6			宮原放課後児	宮原町4丁目1	
	童クラブ	<u>6番地13</u>			童クラブ	02番地6	
	[略]				[略]		

附則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

議案第54号

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。
 -)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業(法第6条の3第2 3項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する 基準(次条から第4条までにおいて「最低基準」という。)を定めるものとする。 (最低基準の目的)
- 第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な 訓練を受けた職員が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3 第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及 び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支 援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身とも に健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

- 第3条 市長は、さいたま市社会福祉審議会条例(平成15年さいたま市条例第12号)に基づくさいたま市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- 2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人 一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び 利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (乳児等通園支援事業者と非常災害)
- 第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害 に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対す る不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行 わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園 支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼 児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活そ の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園 支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全 計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならな V10

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための 移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗 車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる 方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観 を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及 び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

- 第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の 目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければな らない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確

保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援 事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員 に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用 に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各 号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはな らない。

(衛生管理等)

- 第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について

- の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

- 第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児 又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな い。

(乳児等通園支援事業の区分)

- 第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等 通園支援事業とする。
- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるもの に該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

- 第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
 - (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
 - (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は 遊戯室及び便所を設けること。
 - (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
 - (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 - (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に

設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、 次に掲げる要件に該当するものであること。

- ア 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火 建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123
		条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外
		傾斜路又はこれに準じる設備
		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		又はこれに準じる設備
		3 屋外階段
4階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
以上		号に規定する構造の屋内階段
		2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の
		屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各
		号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合に
		おいては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が
		設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バ

ルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

- 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の 屋外階段
- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の 各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられて いること。
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - | スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 - 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不 燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を 防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
- (一般型乳児等通園支援事業所の職員)

- 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満 3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とす る。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業 に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設 又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であっ て、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育 その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、 かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(一般型乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

- 第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 保育所 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第66号)に定める基準(保育所に係るものに限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 さいたま市幼稚園型認定こども 園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条 例(平成30年条例第24号)に定める基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営 の基準に関する条例 (平成26年条例第51号) に定める基準
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営 の基準に関する条例(平成26年条例第55号)に定める基準(居宅訪問型保育 事業に係るものを除く。)

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について 準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるの は「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事 業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第55号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例(平成13年さいたま市条例第185号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(国民健康保険運営協議会)	(国民健康保険運営協議会)			
第2条 [略]	第2条 [略]			
2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによ	2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによ			
る。	る。			
(1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u>	(1) 被保険者を代表する委員 <u>8人</u>			
(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人	(2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>8人</u>			
(3) 公益を代表する委員 <u>4人</u>	(3) 公益を代表する委員 <u>8人</u>			
(4) 被用者保険等保険者(国民健康保険法施行令				
(昭和33年政令第362号)第2条第1項に				
規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表				
<u>する委員 1人</u>				

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第56号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)の一部を次 のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(基礎課税額に係る所得割額)

- 第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険 者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法 」という。)第314条の2第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山 林所得金額の合計額(第6条及び第8条において 「基礎控除後の総所得金額等」という。) に10 0分の7.13を乗じて算定する。
- 2 「略]

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保 | 第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、国保 課税被保険者1人について3万8,300円とす る。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等 割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保 第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保 課税被保険者1人について1万3,500円とす る。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

改正前

(基礎課税額に係る所得割額)

- 第4条 前条第2項の所得割額は、国保課税被保険 者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法 」という。)第314条の2第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山 林所得金額の合計額(第6条及び第8条において 「基礎控除後の総所得金額等」という。) に10 <u>0分の7.01</u>を乗じて算定する。
- 2 「略]

(基礎課税額に係る被保険者均等割額)

課税被保険者1人について3万5,000円とす

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等 割額)

課税被保険者1人について1万2,200円とす

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護 納付金課税被保険者1人について<u>1万4,600</u> 円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65万円を超える場合には、65万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が17万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に 国民健康保険税の納付義務が発生した場合には その発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保 険法第6条第8号の規定により被保険者の資格 を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) につき 算定した法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得を有する者(前年中に法第703条 の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税 法(昭和40年法律第33号)第28条第1項 に規定する給与所得について同条第3項に規定 する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1項に規定する給与等の収入金額が55万円を 超える者に限る。)をいう。以下この号におい て同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有 する者(前年中に法第703条の5第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法第35条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同 条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を 受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該 公的年金等の収入金額が60万円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的 年金等の収入金額が110万円を超える者に限 る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数(以下この条において「給与所得 者等の数」という。)が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護 納付金課税被保険者1人について<u>1万3,400</u> 円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税 義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65万円を超える場合には、65万円)及び同条 第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該 各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から 当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が17万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に 国民健康保険税の納付義務が発生した場合には その発生した日。以下この項において同じ。) 現在においてその世帯に属する国民健康保険の 被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保 険法第6条第8号の規定により被保険者の資格 を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当 該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) につき 算定した法第703条の5第1項に規定する総 所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得を有する者(前年中に法第703条 の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税 法(昭和40年法律第33号)第28条第1項 に規定する給与所得について同条第3項に規定 する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1項に規定する給与等の収入金額が55万円を 超える者に限る。)をいう。以下この号におい て同じ。) の数及び公的年金等に係る所得を有 する者(前年中に法第703条の5第1項に規 定する総所得金額に係る所得税法第35条第3 項に規定する公的年金等に係る所得について同 条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を 受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該 公的年金等の収入金額が60万円を超える者に 限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的 年金等の収入金額が110万円を超える者に限 る。)をいい、給与所得を有する者を除く。) の数の合計数(以下この条において「給与所得 者等の数」という。)が2以上の場合にあって は、43万円に当該給与所得者等の数から1を

減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について <u>26,810円</u>
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 9,450円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1</u> 0,220円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5、000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について 19,150円
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 6,750円
 - ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>7</u> ,300円
- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5、000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について 7,660円
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者

- 減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について <u>24,500円</u>
- イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 8,540円
- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>9</u> ,380円
- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に29万5、000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について 17,500円
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者 均等割額 国保課税被保険者1人について 6,100円
 - ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>6</u> ,700円
- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に54万5、000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保 課税被保険者1人について <u>7,000円</u>
 - イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者

均等割額 国保課税被保険者1人について2,700円

- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>2</u> ,920円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ る被保険者(以下「未就学児」という。)がある 場合における当該納税義務者に対して課する被保 険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未 就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に 規定する金額を減額するものとした場合にあって は、その減額後の被保険者均等割額)に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げ る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減 額して得た額とする。
 - (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世 帯 <u>5,745円</u>
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世 帯 <u>9,575円</u>
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世 帯 <u>15,320円</u>
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1</u> <u>9,150円</u>
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均 等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 2,025円
 - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世 帯 <u>3,375円</u>
 - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6</u> <u>, 750円</u>
- 3・4 「略]

(保険税の減免)

第24条 [略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受け ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を 記載した申請書に減免を受けようとする事由を証 明する書類を添えて市長に提出しなければならな い。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれ かに該当することが明らかであり、かつ、国民健 康保険税を減免する必要があると認める場合は、 均等割額 国保課税被保険者1人について 2,440円

- ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>2</u> ,680円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前であ る被保険者(以下「未就学児」という。)がある 場合における当該納税義務者に対して課する被保 険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未 就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に 規定する金額を減額するものとした場合にあって は、その減額後の被保険者均等割額)に限る。) は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げ る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減 額して得た額とする。
 - (1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世 帯 <u>5,250円</u>
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世 帯 <u>8,750円</u>
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 14,000円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 17,500円
 - (2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,830円
 - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世 帯 <u>3,050円</u>
 - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世 帯 <u>4,880円</u>
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6 , 100円
- 3・4 「略]

(保険税の減免)

第24条 「略]

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受け ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を 記載した申請書に減免を受けようとする事由を証 明する書類を添えて市長に提出しなければならない この限りでない。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

3 「略]

附則

 $1 \sim 7$ 「略]

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

8 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に 規定する政令で定める日までの間、第3条第1項 中「後期高齢者支援金等(以下この条において「 後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるの は「後期高齢者支援金等(以下この条において「 後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定 による病床転換支援金等(以下この項において「 病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後 期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

9~26 「略]

(1)~(4) 「略]

3 [略]

附則

 $1 \sim 7$ 「略]

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

8 平成36年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(以下この項において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

9~26 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以 後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

議案第57号

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。 令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例 さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例(平成14年さいたま市条例第10 4号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による廃止前のさいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例(以下「廃止前の条例」という。)第8条第2項及び第3項並びに第24条の規定による命令を受けた者に係る廃止前の条例第26条及び第27条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の条例第21条第1項の規定による指定がされている区域に係る廃止前の条例第22条及び第23条並びに当該区域において土砂のたい積を行っている者に係る廃止前の条例第26条及び第27条の規定の適用については、当該指定の期間が満了する日又は廃止前の条例第23条第1項の規定による指定の解除があった日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることと される場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(さいたま市景観条例の一部改正)

5 さいたま市景観条例(平成22年さいたま市条例第20号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(届出を要する行為等)	(届出を要する行為等)
第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める	第15条 法第16条第1項第4号の条例で定める
行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為	行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為
(埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(製	(さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例
品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。	(平成14年さいたま市条例第104号) 第2条
<u>)</u> を除く。)とする。	<u>第4号に規定する土砂のたい積</u> を除く。)とする。
2~4 [略]	2~4 [略]

議案第58号

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定め る。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例 (さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市生活環境の保全に関する条例(平成20年さいたま市条例第46 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前

- 第125条 第44条、第48条第1項(ばい煙又 | 第125条 第44条、第48条第1項(ばい煙又 は汚水等に係るものに限る。)、第78条第1項 又は第84条第1項若しくは第2項の規定による 命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は10 0万円以下の罰金に処する。
- 第126条 第47条第5項の規定による命令に違 | 第126条 第47条第5項の規定による命令に違 反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下 の罰金に処する。
- 第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処す る。

 $(1)\sim(4)$ [略]

- 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3 月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 「略]

- は汚水等に係るものに限る。)、第78条第1項 又は第84条第1項若しくは第2項の規定による 命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100 万円以下の罰金に処する。
- 反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の 罰金に処する。
- 第127条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

 $(1)\sim(4)$ 「略]

- 月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。
- 「略]
- 第128条 第47条第2項、第56条第3項若し 第128条 第47条第2項、第56条第3項若し

くは第4項若しくは第57条第3項の規定による 命令に違反した者又は第57条第4項の規定に違 反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下 の罰金に処する。

第129条 第40条第1項(ばい煙又は汚水等に 第129条 第40条第1項(ばい煙又は汚水等に 係るものに限る。) 又は第42条第1項(ばい煙 又は汚水等に係るものに限る。) の規定による届 出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下 の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

くは第4項若しくは第57条第3項の規定による 命令に違反した者又は第57条第4項の規定に違 反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の 罰金に処する。

係るものに限る。) 又は第42条第1項(ばい煙 又は汚水等に係るものに限る。) の規定による届 出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下 の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例(令和5年さいたま市条例第 51号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(許可の基準等)

- 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各 | 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各 号(同条第4項の更新の場合にあっては、第1号 及び第2号)のいずれにも適合していると認める ときでなければ、同条第1項の許可をしてはなら ない。
 - (1) 「略]
 - (2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者(以下「申請者」という。)が、次のいずれにも 該当しないこと。

「略]

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行 を終わり、又は刑の執行を受けることがなく なった日から5年を経過しない者

ウ~ス 「略]

- (3) 「略]
- 2·3 「略]

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 | 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1

改正前

(許可の基準等)

- 号(同条第4項の更新の場合にあっては、第1号 及び第2号)のいずれにも適合していると認める ときでなければ、同条第1項の許可をしてはなら ない。
- (1) 「略]
- (2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者(以下「申請者」という。)が、次のいずれにも 該当しないこと。

ア「略〕

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を 終わり、又は刑の執行を受けることがなくな った日から5年を経過しない者

ウ~ス 「略]

- (3) 「略]
- 2 · 3 「略]

(罰則)

年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処す 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

る。

(1)~(4) 「略]

下の罰金に処する。

る場合を含む。) の規定に違反して、第10条第 1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適 合していると認められる前に、屋外保管事業場を 使用した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以 $(1)\sim (4)$ 「略〕

第28条 第9条第3項(第11条第2項で準用す | 第28条 第9条第3項(第11条第2項で準用す る場合を含む。) の規定に違反して、第10条第 1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適 合していると認められる前に、屋外保管事業場を 使用した者は、6月以下の懲役又は50万円以下 の罰金に処する。

(さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第3条 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例(平成14年さいたま市条例第40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(罰則)	(罰則)		
第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1	第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1		
年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。		
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]		

(さいたま市消防団条例の一部改正)

第4条 さいたま市消防団条例(平成13年さいたま市条例第282号)の一部を次 のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(欠格条項)	(欠格条項)			

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防 | 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防 団員となることができない。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ るまで又はその執行を受けることがなくなるま での者
 - (2) 「略]

(分限等)

第7条 「略〕

- 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当すると きは、その身分を失う。
 - (1) 前条第1号に該当するとき。
 - (2) 「略]

- 団員となることができない。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる まで又はその執行を受けることがなくなるまで の者
 - (2) 「略]

(分限等)

第7条 「略]

- 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当すると きは、その身分を失う。
 - (1) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該 当するとき。
 - (2) 「略]

(さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成13年さい たま市条例第284号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)
第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。	第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当 する者に対しては、支給しない。
(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)~(5) [略]	(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)~(5) [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中第7条第2項の 改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第59号

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例

さいたま市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和5年さいたま市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前 (職員配置の基準) 第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその 員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の			
(職員配置の基準)	(職員配置の基準)			
第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその	第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその			
員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の	員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の 全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を			
全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を				
置かないことができる。	置かないことができる。			
(1) • (2) [略]	(1) · (2) [略]			
(3) 栄養士 <u>若しくは管理栄養士</u> 又は調理員 1以	(3) 栄養士又は調理員 1以上			
上				
(4)~(6) [略]	(4)~(6) [略]			
2 [略]	2 [略]			

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第60号

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例

さいたま市屋外広告物条例(平成14年さいたま市条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
(罰則)	(罰則)			
第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。				
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]			

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第61号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例(平成13年さいたま市条例第244号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後	改正前		
別表第1(第1条	の6関係)	別表第1(第1条の6関係)		
1 園路及び 広場	不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する高齢者、障 害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律施行令(平成 18年政令第379号。以下			不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として高齢者、障 害者等が利用する高齢者、障 害者等の移動等の円滑化の促 進に関する法律施行令(平成 18年政令第379号。以下
	「高齢者移動等円滑化法施行 令」という。)第3条第1号 に規定する園路及び広場を設 ける場合は、そのうち1以上 は、次に掲げる基準に適合す るものでなければならない。 (1)~(5) [略]			「高齢者移動等円滑化法施行 令」という。)第3条第1号 に規定する園路及び広場を設 ける場合は、そのうち1以上 は、次に掲げる基準に適合す るものでなければならない。 (1)~(5) [略]
	(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷にしたもの(以下「視覚			(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び高齢者移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚

	障害者誘導用ブロック」 という。)その他の高齢 者、障害者等の転落を防 止するための設備が設け られていること。 (7) [略]			障害者誘導用ブロック」 という。)その他の高齢 者、障害者等の転落を防 止するための設備が設け られていること。 (7) [略]
2~8 [略]		2~8 [[略]	

附則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第62号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例(平成16年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の基本)	(経営の基本)
第4条 [略]	第4条 [略]
2 排水区域面積は、1万4,811へクタールと	2 排水区域面積は、 <u>1万6,763へクタール</u> と
する。	する。
3 排水人口は、 <u>130万200人</u> とする。	3 排水人口は、 <u>110万4,000人</u> とする。
4 1日最大処理能力は、60万3,960立方メ	4 1日最大処理能力は、55万8,400立方メ
<u>ートル</u> とする。	<u>ートル</u> とする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第63号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてさいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例(平成13年さいたま市条例第282号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(消防団員の報酬)

第14条 [略]

2 · 3 「略]

- 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の 職務に従事した場合において、次の各号に掲げる 職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給す る。
 - (1) 災害の職務 1日につき 8,000円
 - (2) 前号の職務以外の職務 1回につき 3,5 00円
- 5 前項第1号に掲げる<u>職務に従事した時間が1日につき7時間45分</u>を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を同号に定める額に加算して支給する。
- 6 第4項第1号及び前項に規定する職務への1回 の従事が、従事を開始した日から翌日以後にわた る場合、当該翌日以後にわたり従事した時間は、 職務への従事を開始した日のものとみなす。
- 7 第4項第2号に掲げる職務の1回の従事時間が 4時間を超える場合は、3,500円を同号に定 める額に加算して支給する。

8 「略]

改正前

(消防団員の報酬)

第14条 [略]

2 • 3 「略]

- 4 出動報酬は、消防団員が災害、警戒、訓練等の 職務に従事した場合において、次の各号に掲げる 職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給す る。
 - (1) 災害の職務 1回につき 4,000円
 - (2) 前号の職務以外の職務 1回につき <u>3,0</u> 00円
- 5 前項第1号に掲げる<u>職務の1回の従事時間が4</u>時間を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を同号に定める額に加算して支給する。
- <u>6</u> 第4項第2号に掲げる職務の1回の従事時間が 4時間を超える場合は、<u>3,000円</u>を同号に定 める額に加算して支給する。
- 7 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市消防団条例第14条の規定は、この条例の施 行の日以後の出動に係る出動報酬について適用し、同日前の出動に係る出動報酬に ついては、なお従前の例による。

議案第64号

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を 次のように定める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条 例

さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成13年さいたま市 条例第284号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後			改正前			
別表(第2	2条関係)			別	別表(第2条関係)			
	退職報	8償金支給額表			退職報償金支給額表			
		勤務年数					勤務年数	
階級	[略]	30年以上 35年未満	35年以上		階級	[略]	30年以上	
団長	[略]	[略]	1,079,000円		団長	[略]	[略]	
副団長			1,009,000円		副団長			
分団長			949,000 円		分団長			
副分団			909,000円		副分団			
長					長			
部長及 び班長			834,000 円		部長及 び班長			
団員			789,000 円		団員			
	•	•						

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

議案第65号

大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約について

大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 622,097,300円
- 4 契約の相手方 杉本・中村特定共同企業体

代表構成員 さいたま市中央区八王子2丁目9番15号 株式会社杉本土建工業 代表取締役 杉本 正行

構 成 員 さいたま市西区大字島根字前769番地2 株式会社中村総業 代表取締役 中村 功

議案第66号

議決事項の一部変更について(ひまわり学園大規模改修(建築)工事請負契約)

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について(議案第57号。令和6年6月議会において議決を得て一部変更(議案第111号))、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「514, 401, 800円」を「526, 215, 800円」に変更する。

議案第67号

議決事項の一部変更について(ひまわり学園大規模改修(機械設備)工事請負 契約)

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例(令和6年さいたま市条例第28号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年2月議会において議決を得た請負契約について(議案第58号。令和6年6月議会において議決を得て一部変更(議案第112号))、下記のとおり変更するため、同条例による改正前のさいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「374, 353, 100円」を「393, 416, 100円」に変更する。

議案第68号

議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区小学校建設(建築)工事請負契約)

令和6年6月議会において議決を得た請負契約について(議案第108号)下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「5,603,400,000円」を「5,759,160,000円」に変更する。

議案第69号

議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区小学校建設(電気 設備)工事請負契約)

令和6年6月議会において議決を得た請負契約について(議案第109号)下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「739, 272, 600円」を「801, 411, 600円」に変更する。

議案第70号

議決事項の一部変更について(さいたま市立新設大和田地区小学校建設(機械 設備)工事請負契約)

令和6年6月議会において議決を得た請負契約について(議案第110号)下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第2条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

3契約金額中「1,569,700,000円」を「1,610,763,000円」に変更する。

議案第71号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)第3条の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

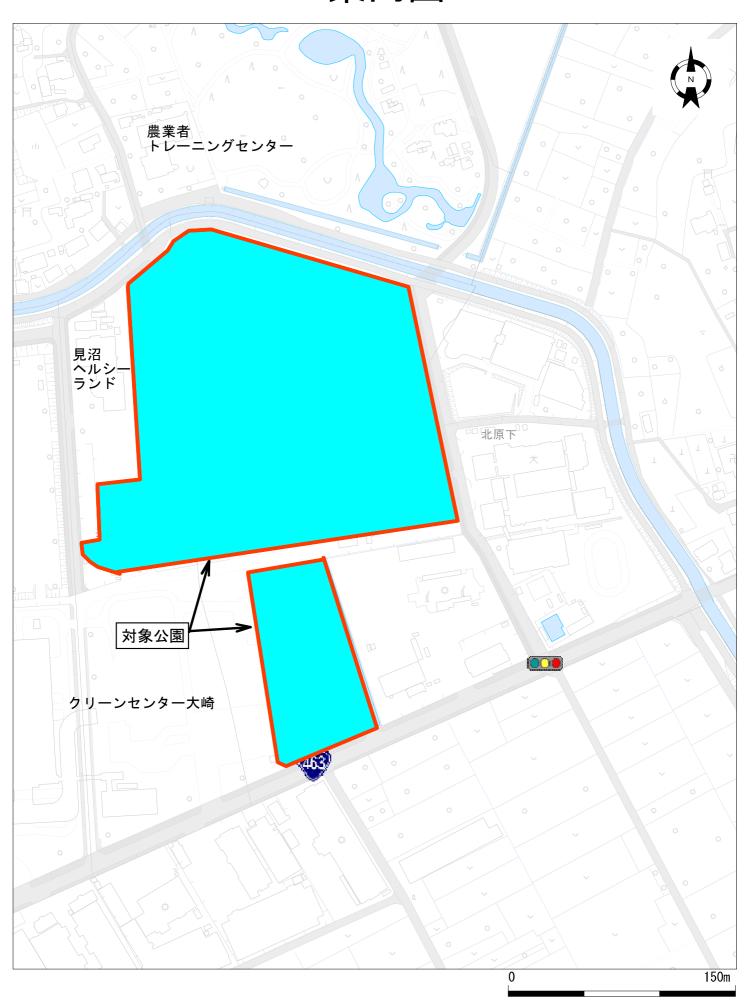
- 1 物件の表示 さいたま市緑区大字大崎字二番割87番1ほか (仮称) さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業により整備 される特定公園施設
- 2 取 得 先 さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号 エディブルシティさいたまJV 代表法人 シン建工業株式会社 代表取締役社長 北 清太郎
- 3 取得価格 1,316,600,000円
- 4 取 得 理 由 都市公園法(昭和31年法律第79号)に基づく公募設置管理制度で実施中の(仮称)さいたま市農業交流公園整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

(参考)

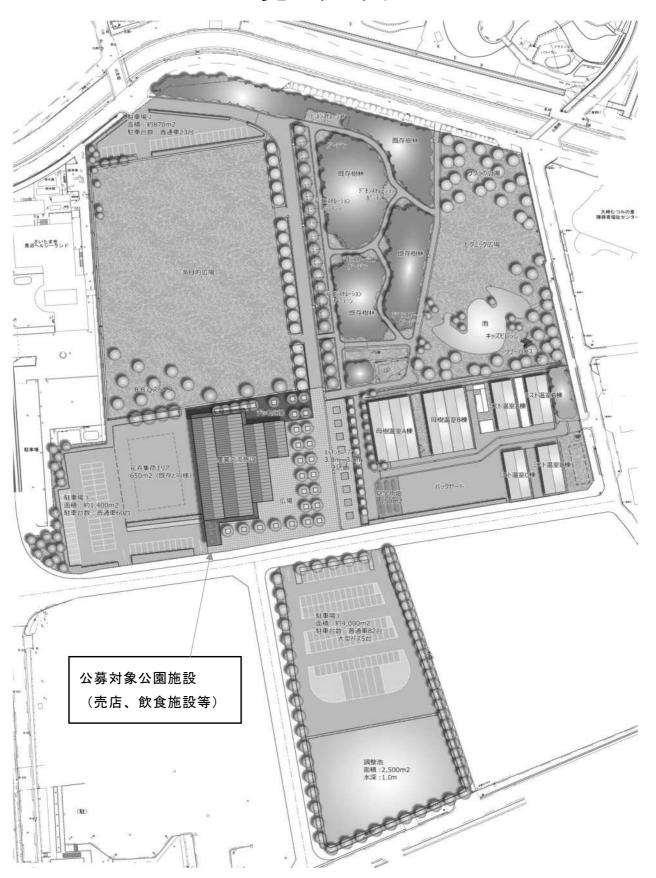
物件の概要

所在地	さいたま市緑区大字大崎字二番割87番1ほか
特定公園施 設の概要	園路及び広場、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設等

案内図



見 取 図



※1 公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。 ※2 見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。

議案第72号

指定管理者の指定について

さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわの指定管理者について、下記のとおり 指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規 定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 さいたま市緑区馬場1丁目7番地1
 - (2) 名 称 さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
 - (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
 - (3) 代表者 理事長 荒井 康博
- 3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第73号

包括外部監査契約について

包括外部監査契約を下記のとおり締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約の金額 17,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 さいたま市中央区上落合9丁目11番25-812号 氏名 小松 聡

資格 公認会計士

議案第74号

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示を下記のとおり実施するため、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項の規定により議決を求める。

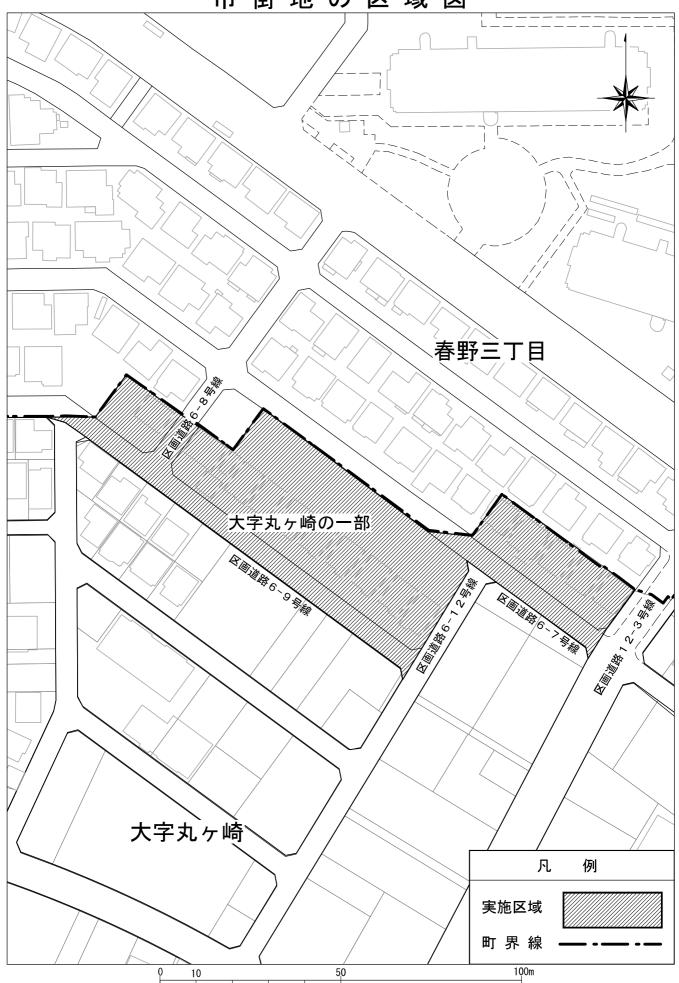
令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

- 1 住居表示を実施する市街地の区域 別紙のとおり
- 2 1の区域における住居表示の方法 街区方式

市街地の区域図



議案第75号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、下記のとおり市 道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延	長	幅	員	起点	終点	重要な経過地
PH ///N 7H	m		m		\C	162 117	主文は促起地
	111		L .	00	さいたま市桜区山久	さいたま市桜区中島	
C 第 3 1 1 号線	816	93	\sim	00	保一丁目2番1地先	一丁目48番1地先	
	010		:	00		1 4 4 0 11 12 12	
				50	さいたま市桜区南元	さいたま市桜区南元	
C 第 3 1 2 号線	237	15	~	00	宿二丁目712番1	宿二丁目72番1地	
	201	10	l i	00	地先	先	
				80	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区中島	
C 第 3 1 3 号線	246	98	\sim	00	三丁目441番1地	三丁目469番1地	
	240	30		00	一	一	
	<u> </u>			00	九 さいたま市桜区南元	さいたま市桜区南元	
C 第 3 1 4 号線	239	14	\sim	UU	宿二丁目421番4	宿二丁目14番10	
	239	14	!	00	個一	14	
			4	00	^{地元} さいたま市桜区中島	さいたま市桜区中島	
C 第 3 1 5 号線	152	0.4	4	00	三丁目429番17	三丁目410番1地	
し男313万麻	152	04	4	00			
				00	地先 おいたま市桜区町谷	先	
O 答 O 1 C 目 始	000	0.1	i	80		さいたま市桜区町谷	
C 第 3 1 6 号線	238	81	~	0.0	一丁目434番1地	一丁目440番1地	
			4	30	先さいなる古秋区中島	先	
	001	4.1		0.0	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区中島	
C 第 3 1 7 号線	201	41	4	00	一丁目624番1地	一丁目665番2地	
		1		= 0	先	先	
- 64			!	50	さいたま市桜区南元	さいたま市桜区南元	
C 第 3 1 8 号線	238	10	~		宿二丁目674番6	宿二丁目59番5地	
				00	地先	先	
- late a			:	50	さいたま市桜区西堀	さいたま市桜区西堀	
C 第 3 1 9 号線	165	37	~		十丁目87番地先	九丁目198番6地	
				00	(,)) [[]]	先	
			3	40	さいたま市桜区西堀	さいたま市桜区西堀	
C 第 3 2 0 号線	38	08	~		九丁目206番9地	九丁目206番5地	
				00	先	先	
				49	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区中島	
C 第 3 2 1 号線	158	94	~		一丁目48番1地先	一丁目154番1地	
				41		先	
			5	49	さいたま市桜区南元	さいたま市桜区南元	
C 第 3 2 2 号線	180	04	~		宿二丁目711番1	宿二丁目730番6	
			8	49	地先	地先	

					T () 2 / () 1 / ()	T	
					さいたま市桜区西堀	さいたま市桜区西堀	
C 第 3 2 3 号線	19	68	4	00	十丁目127番1地	十丁目127番1地	
		: !		! !	先	先	
			9	26	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
N 第 6 3 0 号線	423	11	\sim	<u>.</u>	大崎字天神下475	大崎字二番割87番	
1. 70 0 0 0 0 7,000	1=0		15	86	番1地先	1 地先	
		! !	10	. 00	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
N笠COIP.始	194	0.0	11	97		大崎字二番割226	
N 第 6 3 1 号線	134	03	11	37	大崎字二番割226		
		! ! !		! !	番3地先	番3地先	
		<u>:</u>		!	さいたま市中央区鈴	さいたま市中央区鈴	
第 7 9 8 号線	411	31	4	00	谷二丁目548番5	谷一丁目37番5地	
		! !		! !	地先	先	
				-	さいたま市中央区鈴	さいたま市中央区鈴	
第 7 9 9 号線	110	54	4	00	谷一丁目12番5地	谷一丁目12番5地	
		:		:	先	先	
		<u>. </u>		<u> </u>	さいたま市中央区鈴	さいたま市中央区鈴	
第800号線	160	00	4	00	谷一丁目508番2	谷一丁目37番7地	
M1 0 0 0 13 WK	100		1		地先	先	
		<u> </u>		<u> </u>	さいたま市中央区鈴	さいたま市中央区鈴	
数001 99	100	0.4					
第 8 0 1 号線	106	24	4	00	谷一丁目12番7地	谷一丁目19番6地	
		<u> </u>		!	先	先	
		! !		!	さいたま市見沼区東	さいたま市見沼区東	
1 2 9 6 2 号線	39	08	4	20	大宮四丁目53番2	大宮四丁目53番2	
		i		i	5 地先	3 地先	
		! !		:	さいたま市大宮区天	さいたま市大宮区天	
2 2 6 1 5 号線	77	82	4	00	沼町一丁目154番	沼町一丁目154番	
		: :		:	2 5 地先	2 4 地先	
		!	6	00	さいたま市見沼区大	さいたま市見沼区大	
2 2 6 1 6 号線	156	28	\sim	:	字南中野字新田11	字南中野字新田11	
7 /24-		! !	6	50	12番4地先	11番2地先	
		! !		 !	さいたま市見沼区大	さいたま市見沼区大	
2 2 6 1 7 号線	46	60	1	82	字南中野字新田11	字南中野字新田11	
	10		1	02	03番地先	03番地先	
		<u>: </u>	1	00		ł	
	60	1 40		00	さいたま市大宮区大	さいたま市大宮区大	
3 2 9 7 6 号線	63	42	\sim	!	成町三丁目620番	成町三丁目622番	
		<u> </u>	4	02	5 地先	7 地先	
		:		į	さいたま市北区奈良	さいたま市北区奈良	
3 2 9 7 7 号線	54	42	4	50	町129番21地先	町129番16地先	
		! !		!			
		:		:	さいたま市大宮区三	さいたま市大宮区三	
4 1 7 1 9 号線	53	38	4	00	橋一丁目1130番	橋一丁目1131番	
		<u>:</u>		:	1 地先	1 地先	
L		·	ı	1		->-	

議案第76号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和7年2月4日提出

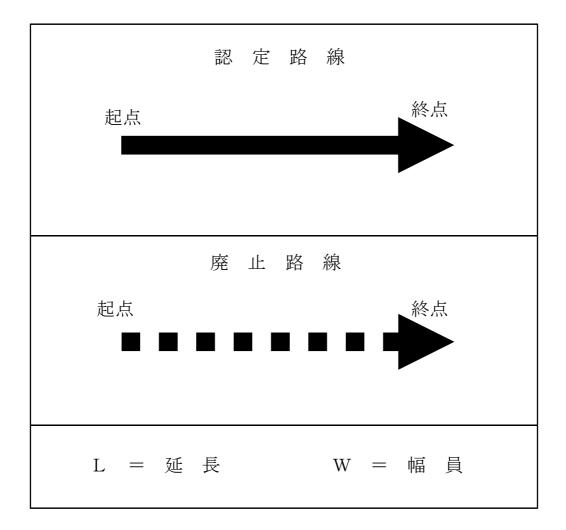
さいたま市長 清 水 勇 人

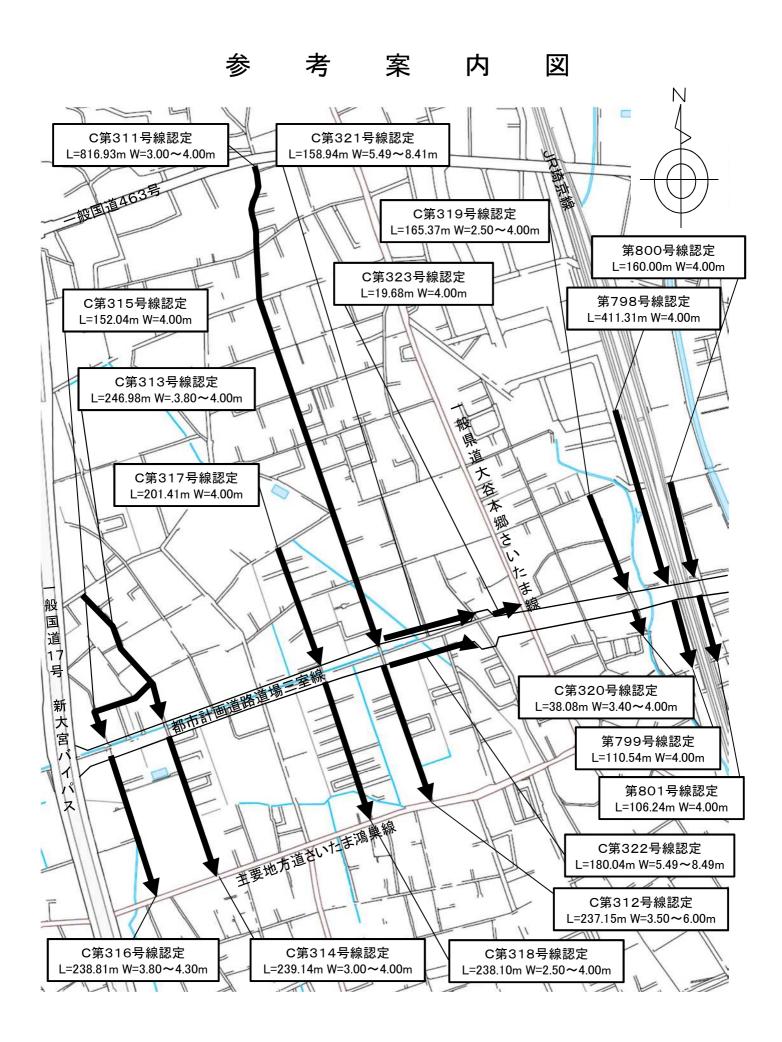
記

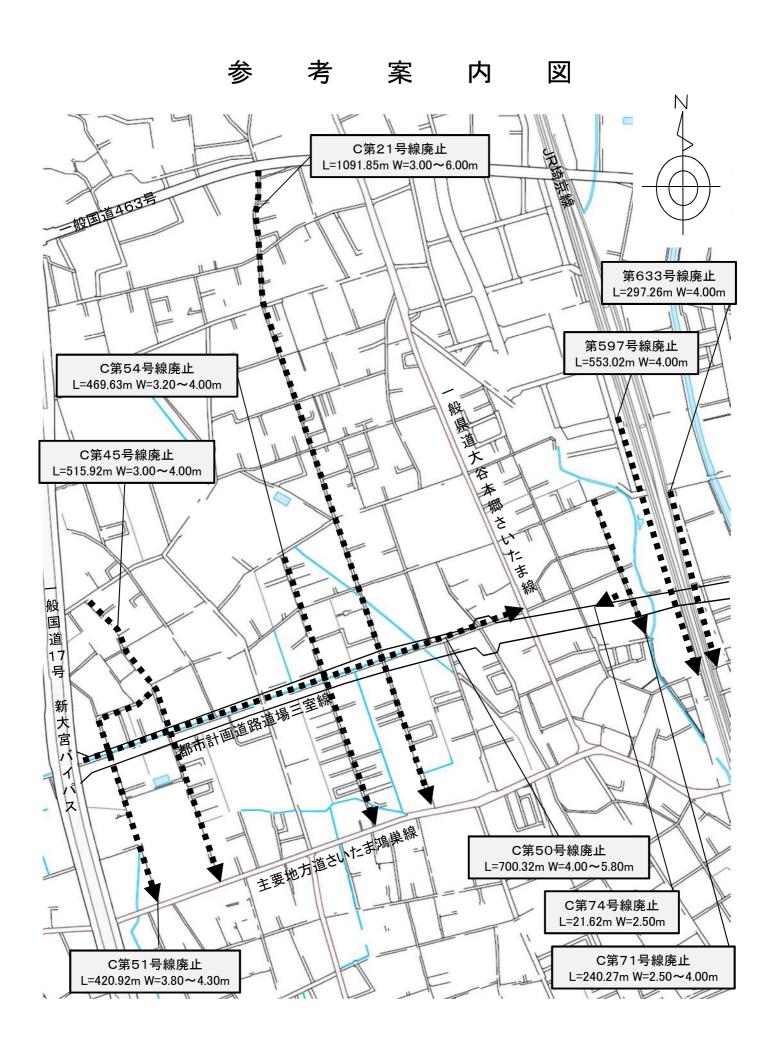
路線名	延	長	幅	員	起点	終点	重要な経過地
	m	X	m m	只	VG ////	W-2 VV	主女な胚週地
	: :		3	00	さいたま市桜区山久	さいたま市桜区南元	
C 第 2 1 号線	1091	85	~		保一丁目30番1地	宿二丁目62番1地	
	į		6	00	先	先	
	!		3	00	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区町谷	
C 第 4 5 号線	515	92	~		三丁目440番1地	一丁目440番1地	
	i !		4	00	先	先	
	:		4	00	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区西堀	
C 第 5 0 号 線	700	32	~		三丁目409番6地	十丁目127番1地	
	:			80	先	先	
	į		3	80	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区町谷	
C 第 5 1 号線	420	92	\sim		三丁目429番17	一丁目440番1地	
	į			30	地先	先	
	į		3	20	さいたま市桜区中島	さいたま市桜区南元	
C 第 5 4 号 線	469	63	~		一丁目624番1地	宿二丁目59番5地	
	;			00	先	先	
	į		2	50	さいたま市桜区西堀	さいたま市桜区西堀	
C 第 7 1 号 線	240	27	~		十丁目87番地先	九丁目206番5地	
	-		4	00		先	
	;				さいたま市桜区西堀	さいたま市桜区西堀	
C 第 7 4 号線	21	62	2	50	九丁目204番2地	九丁目204番2地	
	<u>:</u>				先	先	
	į				さいたま市緑区原山	さいたま市緑区原山	
J 第 2 9 2 号線	14	39	2	70	三丁目22番1地先	三丁目18番1地先	
	! !				(,)) [()) [
TZ 895 77 4 17 54		- ,	2	00	さいたま市南区大字	さいたま市南区大字	
K 第 7 4 号 線	17	54	~	1.0	大谷口字細野700	大谷口字細野702	
	<u>;</u>			10	番4地先	番1地先	
N C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	100	00		26	さいたま市緑区大字	さいたま市緑区大字	
N 第 5 9 6 号線	183	00	~	0.0	大崎字天神下475	大崎字天神下322	
	:		9	28	番1地先	番12地先	
	FF0 :	00	4	0.0	さいたま市中央区鈴	さいたま市中央区鈴	
第 5 9 7 号線	553	02	4	00	谷二丁目548番5	谷一丁目12番5地	
	:				地先といたま市中央区鈴	先されませれて公	
数600 0000	907	9.6	4	00		さいたま市中央区鈴	
第 6 3 3 号線	297	26	4	00	谷一丁目 5 0 8 番 2	谷一丁目19番6地	
	į				地先	先	

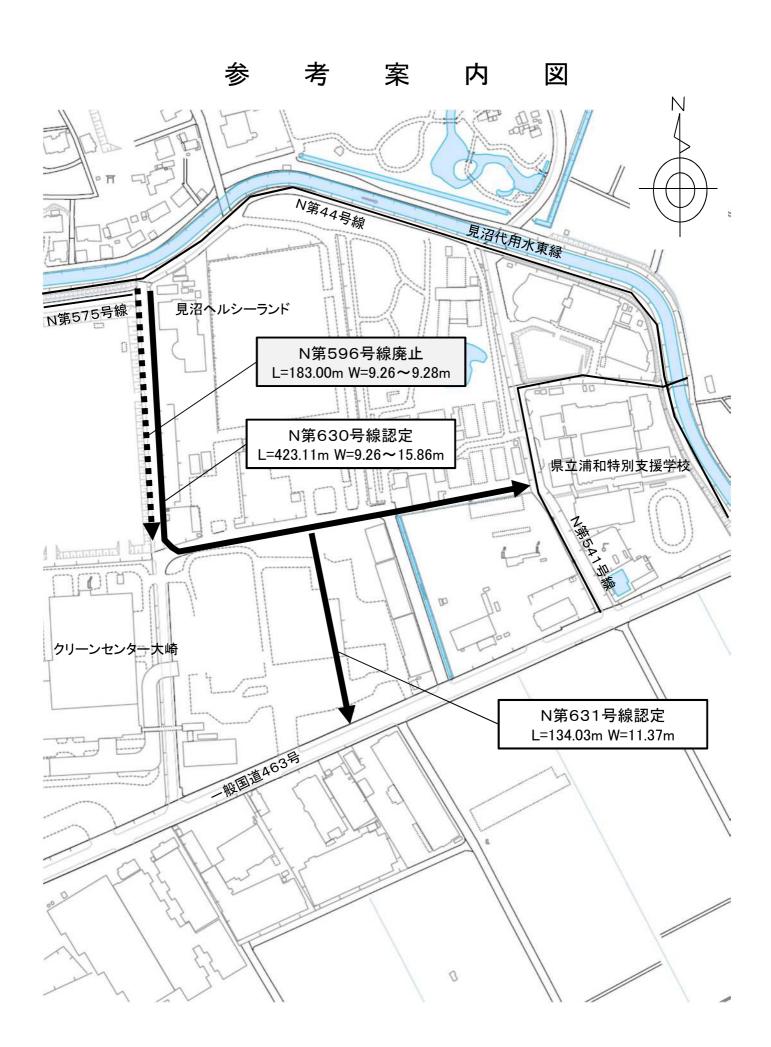
20885号線	95 00	1 82	さいたま市見沼区大 字南中野字新田11 03番地先	さいたま市見沼区大 字南中野字新田11 10番2地先	
2 0 8 8 6 号線	45 00	0 90	さいたま市見沼区大 字南中野字新田11 03番地先	さいたま市見沼区大 字南中野字新田11 07番1地先	

凡 例

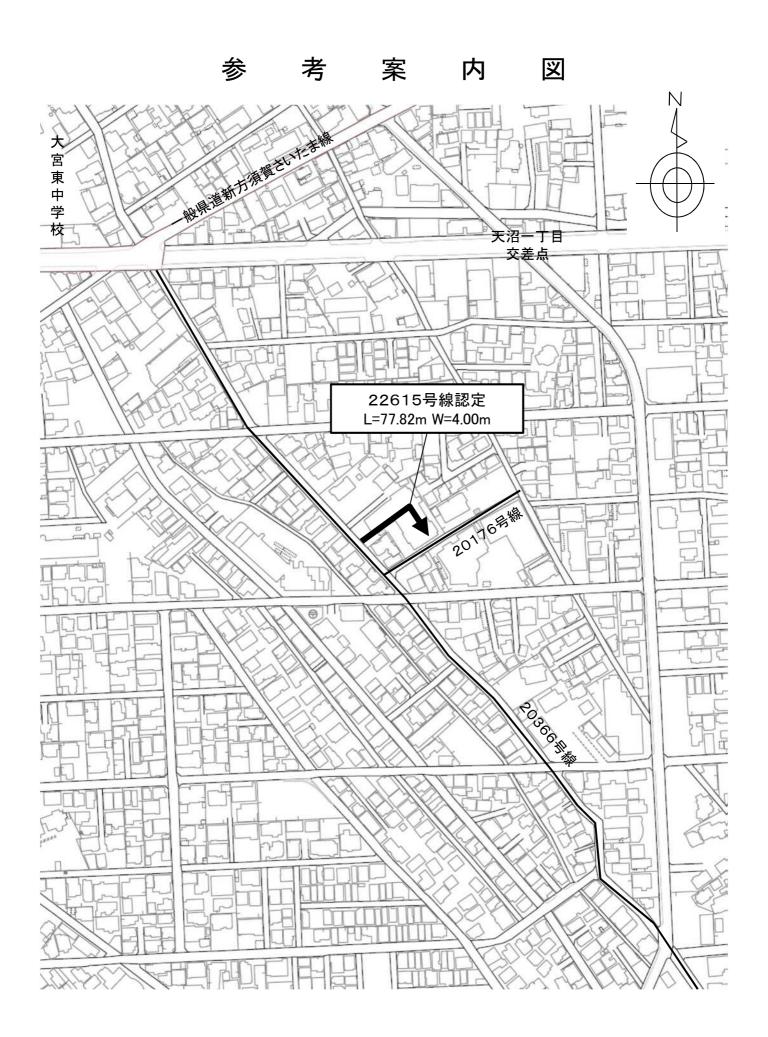


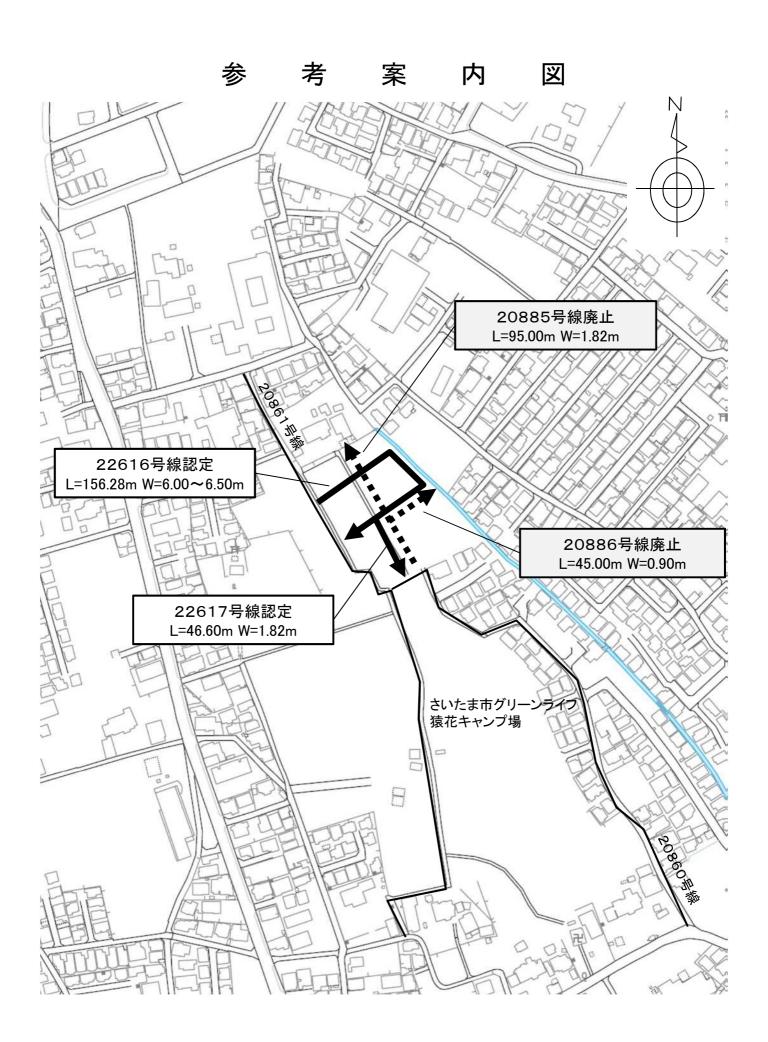


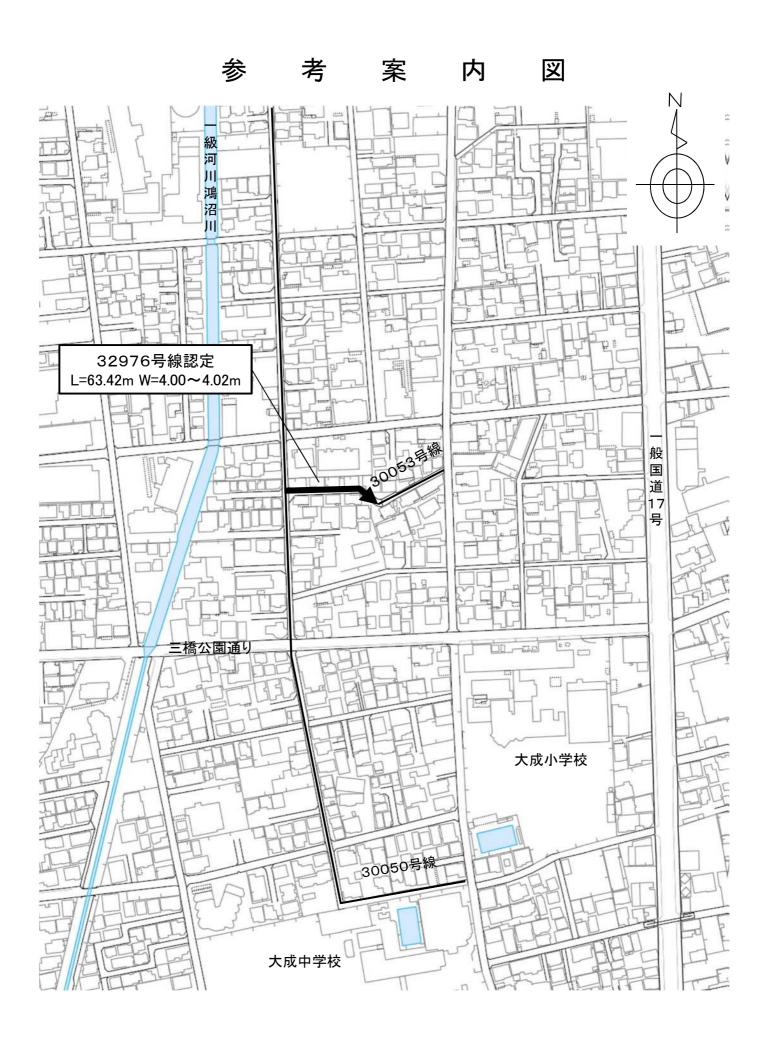


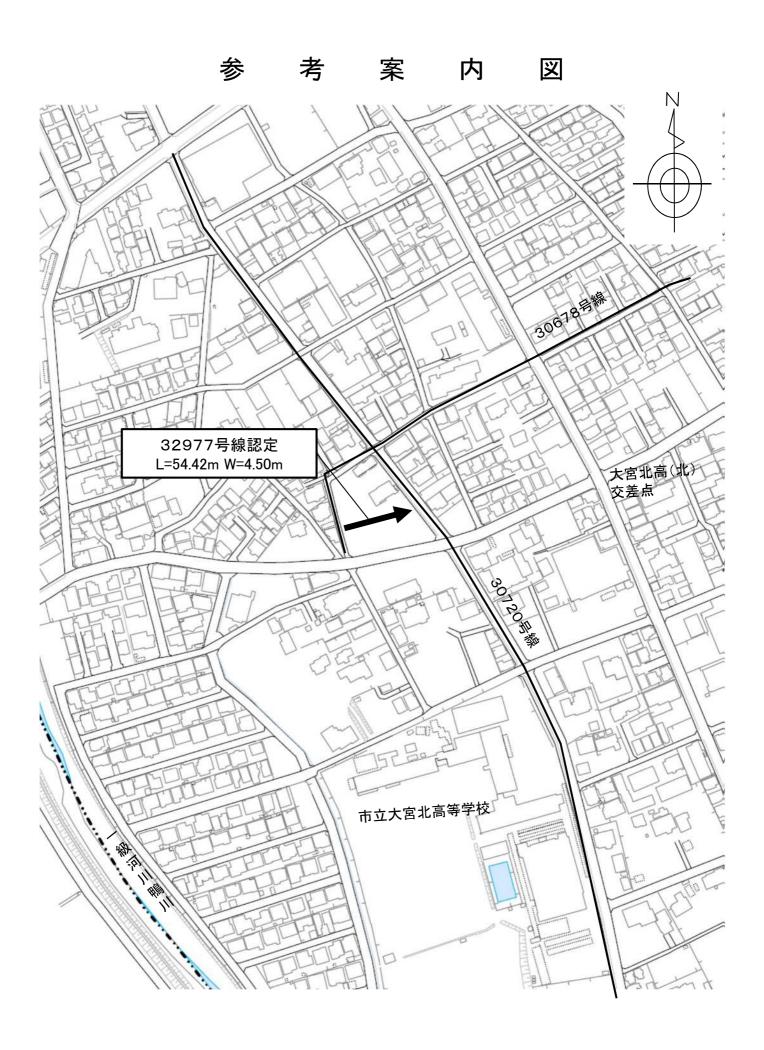


参 考 案 内 义 12962号線認定 L=39.08m W=4.20m 71093号線 HAME SALVER SALV 東大宮浄水場 中北原公園

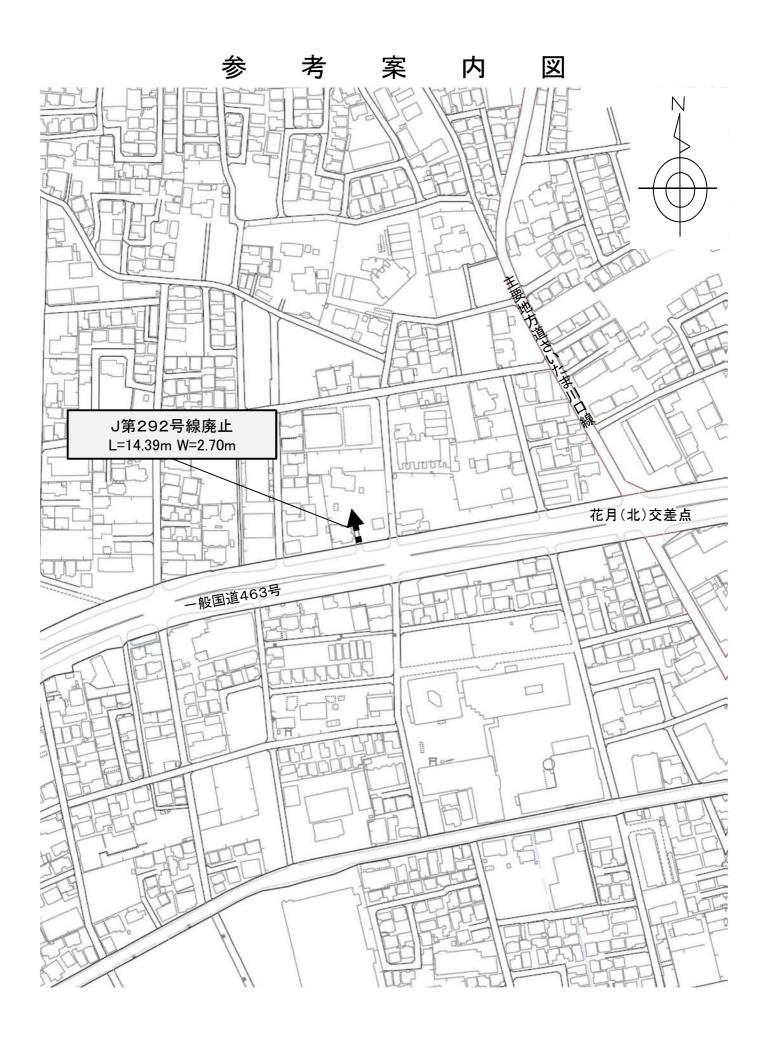


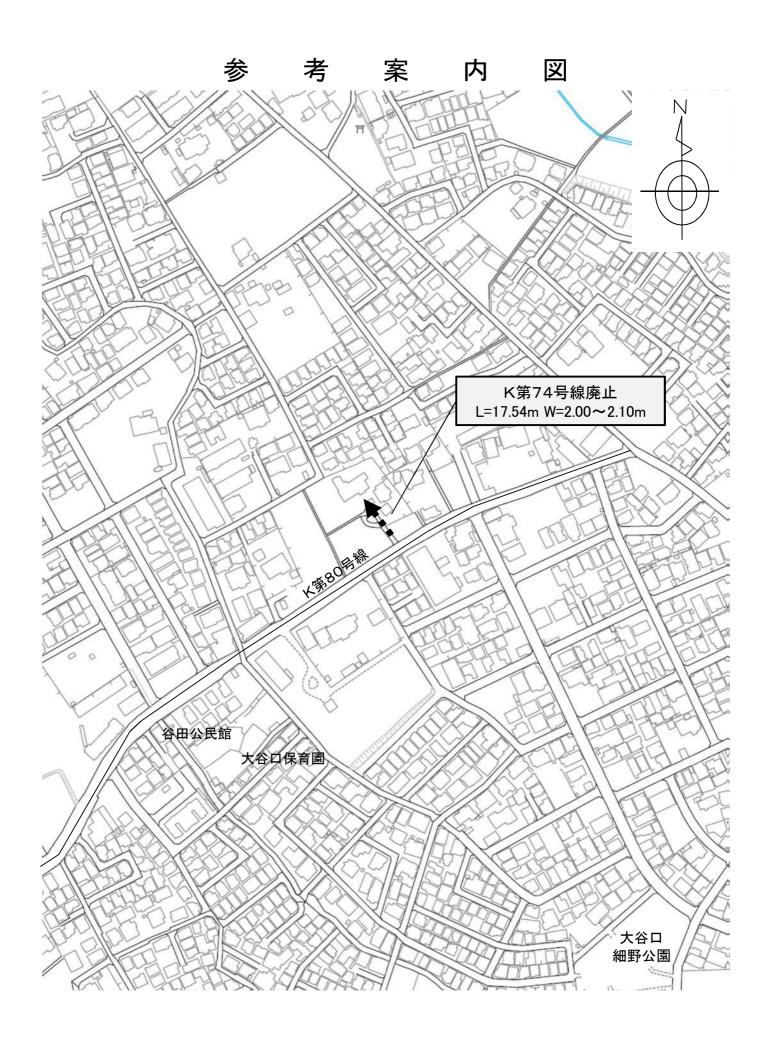






参 考 案 図 内 主要地方道さいたま春日部線 卍 級河井鴨川 40169号線 41719号線認定 40171号線 L=53.38m W=4.00m 三橋中学校 一般国道17号 新大宮、イペンス





議案第77号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により同意を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
000000	十分に用フ	00000000
000000000	大熊 朋子	00000000

議案第78号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により同意を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
000000		
00000000000	堀 好一	00000000
0000000000		

議案第79号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

さいたま市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により同意を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000	士士 古畑	000000000
00000000000	吉本 真理	000000000

議案第80号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000	田マ(自 ・サン・フ	00000000
000000000	野邉 祥子	00000000

議案第81号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000		00000000
0000000000	藤本が谷子	00000000

議案第82号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
000000	公田 二東フ	00000000
0000000000	前田 三惠子	

議案第83号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000		
00000000	渡邊 秀子	000000000
00000		

議案第84号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
000000	巨白 土	00000000
00000000	長島 孝	00000000

議案第85号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24 年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

住 所	氏 名	生 年 月 日
0000000	取出 叶事之	00000000
0000000000	野中、味惠子	00000000